

意見聴取にかかる関係労働者（労働組合等）意見書
（意見聴取公示に基づき提出された意見）

- 1 レインボーユニオン
新潟県最低賃金の改正決定に関する意見書
（令和6年7月8日受理）
- 2 えちごユニオン
新潟地方最低賃金審議会の調査審議に関する意見書
（令和6年7月16日受理）
- 3 生協労連コープネットグループ労働組合
2024年度の新潟地方最低賃金額の審議にむけた意見書
（令和6年7月24日受理）
- 4 関係労働者（個人）
2024年度の新潟地方最低賃金額の審議にむけた意見書
（令和6年7月24日受理）

意見聴取にかかるその他の関係者意見書
（意見聴取公示に基づく以外で提出された意見）

- 1 その他の関係者（個人）
2024年度の新潟地方最低賃金額の審議にむけた意見書
（令和6年7月24日受理）

2024年7月8日

新潟地方最低賃金審議会長 様

新潟県最低賃金の改正決定に関する意見書

レインボーユニオン

代表 山崎 武夫

新潟県最低賃金は、早急に時給1,500円を目指し、地域別最低賃金の地域間格差を縮小するための改正を求めます。

また、2020年3月25日付厚生労働省労働基準局賃金課事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」や、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(2023年4月6日)に基づき、審議会運営をいま一度点検し、改善するよう要望します。

記

1 物価上昇を上回る最低賃金の引き上げを行うこと。

- (1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数だけでなく、「基礎的支出項目」指数や「頻繁に購入する品目」指数を重視すること。また、労働組合が行っている生計費調査を重視すること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要がある」と判断を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう



強調しました。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した「消費者物価指数のしくみと見方 - 2020年基準消費者物価指数 -」によれば「消費者が購入する商品(財やサービス)には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます」。また、「消費者が購入する商品(財やサービス)には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり、「頻繁に購入する品目」の物価指数であるべきです。

基礎的支出項目と頻繁に購入する品目の指数

月次、指数

2020年=100

年月	持家の帰属家賃を除く総合	基礎的支出項目	頻繁に購入
2023年 4月	106.0	109.0	111.0
5	106.0	108.9	111.0
6	106.1	109.3	110.9
7	106.7	109.5	112.5
8	107.0	109.6	114.1
9	107.3	110.3	116.5
10	108.4	111.6	116.9
11	108.1	111.1	116.0
12	108.0	110.9	115.6
2024年 1月	108.2	111.4	115.3
2	108.1	111.2	114.8
3	108.5	111.5	115.0
4	109.0	112.1	115.9
5	109.5	113.0	115.4

したがって、最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素(労働者の生計費、類似

の労働者の賃金、通常の事業の支払能力)のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」や「頻繁に購入する品目」を特に重視するべきです。

また、標準生計費(4人世帯)は、生計費の指標として利用されていますが、そのデータは疑問視されています。2023年4月の標準生計費が一番低い愛媛県(13万8810円)は、一番高い石川県(27万8070円)の半分です。新潟県は40位の19万3140円と低すぎます。きちんとした生計費を把握するには、労働組合が行っている生計費調査を重視すべきです。

(2)「類似の労働者の賃金」として、賃金改定状況調査は、30人未満の中小零細企業を調査対象としていますが、最低賃金の影響率が年々上がる中で、指標として適当なものではなくなっています。最低賃金の影響率が1~2%であった時から、現在では、20%になろうとしており、中小零細企業の労働者の賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。対象事業所を拡大したり、賃金中央値や平均値を指標とすることを検討されたい。

(3)最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円(4.47%)引き上げられ、1,004円となりました。しかし、2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。

物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされます。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。さらに、電気・ガス代の補助は10月に終了し、物価の高止まり状態は続きます。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制を採用していますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

こうした考えのもと、私たちは厚生労働省に対して年2回の改正を要請しましたが、最終的に地域別最低賃金を決定する権限は、厚生労働大臣ではなく、都道府県労働局長にあり、その調査審議は地方最低賃金審議会が行います。最低賃金法では、地方最低賃金審議会は最低賃金に関して必要と認める事項を都道府県労働局長に建議できます。現在の目安制度のもと、全国的な整合性をとる必要はありますが、物価高騰の状況を注視して、年1回に限らず、機動的に最低賃金の改正を求めるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、2月6日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によれば、2023年の実質賃金は前年比2.5%減、2年連続のマイナスでした。マイナス幅は1.0%減だった2022年からさらに大きくなっています。

実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第1回)参考資料(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月(29%)が最も多く、4月(20.3%)が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パート・アルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

会社に労働組合がなく、パートや派遣労働者など非正規雇用で働く労働者が集まり賃上げを求めている「非正規春闘」は、私たちレインボーユニオンも含めて、23の労働組合が取り組んでいます。非正規春闘が2024年3月に取り組んだアンケートでは、264件のうち218件(82.6%)が「今年1月以降に賃金の引き上げはされておらず、その予定も伝えられていない」と答えています。

最低賃金法第9条第2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。先に述べたように、賃金改定状況調査の対象にしている中小零細企業の労働者を「類似の労働者」とみなすには無理が出てきています。10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金

が上がっているのであれば、対象事業所を拡大するなどして、賃金改定状況調査を12月にも行うべきです。

なお、この間、全国で約60団体が行った労働局要請の中で、最低賃金の再改定を行えない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算がない、年1回以上審議会を開催する予算がない、事務局の人員が足りないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきであることを申し添えます。

2 新たな最低賃金引上げ目標を早急に決めること。

岸田首相は、最低賃金について2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げることを新たな目標にすると表明しています。この目標は、あまりにも遠く、かつ、遅すぎます。

- (1) 地域間格差をなくすため、1,500円以上の最低賃金を実現すること。数年以内に実現できる目標を定めること。

2023年4月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、最低賃金の水準について議論が進まず、「あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った」としています。前述の目安全員協議会の議論では「あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった」とあります。目安全員協議会では、日本の最低賃金額が世界的にみて大きく落ち込んでいるとの見解について意見の一致をみられなかったように思われますが、G7等の中で日本の最低賃金は各国の半分であり、早急に改善する必要があります。

昨年度の最低賃金改正の最大のトピックは、Cランクの引き上げ額がA・Bランクの引き上げ額を大きく超えたことです。目安全員協議会報告では、これまでの4ランクから3ランクにし、最高額に対する最低額の比率を高めることで格差を縮小するとしました。しかし、地方では、比率ではなく絶対的な金額格差縮小を求める声が強く、Aランクの平均引き上げ

額が41.2円に対し、Cランクは平均44.4円と、3円以上高い引き上げ額となりました。

総務省が1月30日公表した2023年の人口移動報告によると、新型コロナウイルス感染拡大で抑制されてきた都市部への転入は、大幅に増大し、コロナ前の水準に近づいています。

地方では、最低賃金の地域格差により労働力人口が都市部へ転出する危機感が近年、特に高まっています。もともと目安制度は、1975年に当時の労働4団体及び4野党が全国一律最低賃金制度を求めたことに対し、政府が中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の問題を含めて「今後の最低賃金制のあり方について」を諮問した結果、1978年に始まった制度です。地方から全国一律最低賃金制度を求めるべきです。

最低賃金の引き上げに対して、中小企業でも理解を示す企業が増えてきました。2023年1月に中小企業を対象に実施された日本商工会議所と東京商工会議所「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」の結果によると、2024年度の最低賃金額の改定に対して「引き下げるべき」もしくは「引き上げはせずに、現状の金額を維持すべき」が41.7%となる一方、「引き上げるべき」とした割合も41.7%となっています。そのうち、「2023年10月(全国加重平均43円)を上回る水準で引き上げるべき」と回答した割合は7.6%と昨年度(6.2%)から1.4ポイント増加しています。

また、新潟県内では、2023年の1年間で自殺した人は439人で、前の年より3人増加しました。原因や動機別では病気などの「健康問題」が前の年より56人減った一方、「経済・生活問題」が17人増えて111人となり、最も多く増えました。「経済・生活問題」が原因や動機となったケースは全国でも増加が著しくなっています。自殺死亡率は、新潟県は20.4人と全国で8番目に多くなっています。

現在の新潟県の最低賃金931円は、月収換算で16万2千円程度、年収換算で194万円に過ぎず、ワーキングプアの水準とされる年収200万円を下回っています。憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」はできません。

このような事態を解決するためには、物価高騰による生活苦を乗り越える最低賃金の引き上げを数年のスパンで目標を定め、確実に時給1,500円へ引き上げることが必要です。

- (2) 最低賃金の水準は、ひとり親世帯の家計を支えられる最低賃金とすること。ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

「2021年度新潟県ひとり親家庭等支援計画」によれば、新潟県における母子世帯は、10,538世帯(2015年国勢調査)で、母子世帯の94.5%が就業していますが、正規労働者としての就業割合は、48.7%でしかありません。このため、母子世帯の年間収入は200万円から300万円未満が最も多く、33.4%となっています。

現在の最低賃金では、仕事と家庭生活の両立が難しく、働きながら生活保護を利用しなければなりません。

新潟市に住むひとり親世帯(30歳、2歳)では、冬季加算(10月から4月・2人世帯12,820円)や住居費、医療費を除いて、月額14万2千円程度です。この生活保護の生活から経済的に自立するためには、最低賃金は1,500円以上必要です。

中央最低賃金審議会では、2017年以降は生活保護との逆転現象はなくなったとしていますが、「生活保護との整合性」に対して問題があります。比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、比較対象を若年単身者の生活保護基準としている点は重大な問題です。

日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。

最低賃金のあるべき水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較すべきです。

生活保護基準は、全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上は十分根拠のある金額です。

3 公共部門労働者の賃金引き上げを念頭に置いて最低賃金引き上げの議論を行うこと。

タクシー、コンビニエンスストア、観光、ビルメンテナンスなどの民間部門だけでなく、公

共部門関連で働く時給労働者も最低賃金近傍で働いています。地方自治体では、正規職員が削減される一方で、会計年度任用職員の増加は著しく、地方自治体の業務は、こうした「官製ワーキングプア」の人たちによって回っているのが実態です。

これらの中には、最低賃金法が適用にならない労働者もいますが、最低賃金を念頭に賃金が決められることには変わりはありません。こうしたことも踏まえて、官製ワーキングプアを広げない観点から最低賃金引き上げの議論を行うべきです。

- 4 新潟県最低賃金の決定に係る答申に、昨年度の国への要望に追加して、「就業調整の原因となる税・社会保険制度の見直し」を付すこと。また、人手不足や消費税について言及すること。

2023年度新潟県最低賃金を改正するにあたり、助成金の支援策、下請取引の適正化・価格転嫁に向けた環境整備、官公需における取引条件の改善、税・社会保険料の減免といった要望が付されています。

それらに加え、扶養控除等のいわゆる「年収の壁」を踏まえて、労働者が労働時間を減らすことで、最低賃金額の引き上げが労働者の実質的な所得向上に繋がらない事例が生じています。

そこで、昨年度の国への要望に追加して、就業調整の原因となる税・社会保険制度の見直しの検討を求めるべきです。

また、ことし上半期に1,000万円以上の負債を抱えて法的整理の手続きをとった事業者は、全国で4,887件で、この時期としては2014年以降で最も多くなったと報じられています。

注目すべきは、道路貨物運送業者が186件と過去最高だった2009年について多くなったことです。2024年4月から時間外労働の規制が適用されたことから、人手不足の影響が一因です。レインボーユニオンには、零細事業主から「業務改善助成金は使えない。いまやってほしいことは消費税の減税だ」、「消費税が払えないので店をたたむことにした」との声が寄せられています。

営業を阻害しているのは最低賃金引き上げによる人件費の高騰ではありません。人手不足や利益がなくても納めさせる消費税です。こうした問題の解決を求める要望を付け加えることを求めます。

5 透明性と納得感の高い審議会運営を行うこと。

地方最低賃金審議会の運営は、2020年3月25日付厚生労働省労働基準局賃金課事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」において標準的な取扱いが定められています。このことは、2024年3月26日に各都道府県労働局の賃金課室長を対象とした全国会議の場でも、徹底するよう改めて指示されています。

中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告(2023年4月6日)において、形式的には「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」とされましたが、議論全体を通して、「地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高める」という趣旨を生かすことこそ重要です。

- (1) 意見聴取を実施する際は、十分な時間をかけて活発に質疑を交わすよう努めること。
- (2) 二者協議の議事は非公開にしたとしても、他県の例にならい議事録には記録されることについて理解すること。なお、情報公開法に基づく開示請求があった場合は、この法律に規定される不開示情報を除き、開示することとなることに留意すること。
- (3) 専門部会の金額審議については、審議の透明性や納得感を一層高めるため、議論はできるかぎり全体会議の中で行うこと。
- (4) 最低賃金法で定められた異議申出制度を運用するために必要な日数を鑑みて、専門部会の議事要旨については、二者協議の概要を盛り込み、かつ、答申日から7日以内に公開するよう事務局に求めること。
- (5) 2023年度地域別最低賃金を審議した審議会の議事要旨は2023年12月27日ごろに、議事録は翌年3月8日以降に公開されており、あまりにも遅い対応と言わざるを得ない。1999年4月27日閣議決定「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」に基づき、議事録は速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保するよう事務局に求

めること。

添付資料

・令和5年度地域別最低賃金の改定に係る答申に付された主な要望事項	1
・令和5年度新潟県最低賃金の改正決定について(答申)別紙2	2
・地方最低賃金審議会の公開について(2020年3月25日)	3
・2023年度第2回栃木県最低賃金専門部会議事録	7
・2023年度第2回熊本県最低賃金専門部会議事録	32
・2023年度第3回新潟県最低賃金専門部会議事要旨	56
・2023年度第3回山口県最低賃金専門部会議事要旨	57

以 上

令和5年度 地域別最低賃金の改定に係る答申に付された主な要望事項

都道府県名	助成金等の支援策 (※1)	下請取引の適正化・ 価格転嫁に向けた環 境整備	官公需(※2)における 取引条件の改善	税・社会保険料の 減免	就業調整の原因とな る税・社会保険制度 の見直し
1 北海道	○	○	○		○
2 青森	○	○			
3 岩手	○	○	○	○	○
4 宮城	○	○		○	
5 秋田					
6 山形	○	○		○	
7 福島	○	○		○	
8 茨城	○				○
9 栃木	○	○	○	○	
10 群馬	○				○
11 埼玉	○	○		○	○
12 千葉	○	○		○	○
13 東京	○	○	○	○	
14 神奈川	○	○	○		
15 新潟	○	○	○	○	
16 富山					
17 石川	○	○	○		
18 福井	○	○			
19 山梨				○	○
20 長野	○	○	○	○	○
21 岐阜	○	○	○	○	○
22 静岡	○	○			
23 愛知	○	○	○	○	
24 三重					
25 滋賀	○	○			○
26 京都	○				○
27 大阪	○	○	○	○	
28 兵庫	○	○		○	
29 奈良		○			○
30 和歌山	○	○		○	
31 鳥取	○	○		○	
32 島根	○			○	
33 岡山	○	○		○	
34 広島	○	○	○	○	○
35 山口		○			
36 徳島	○	○	○	○	○
37 香川	○	○		○	
38 愛媛	○	○		○	
39 高知	○	○			○
40 福岡	○	○		○	
41 佐賀					
42 長崎	○				
43 熊本					
44 大分	○	○			
45 宮崎	○	○		○	○
46 鹿児島	○	○			○
47 沖縄	○	○	○		
合計	39	36	14	25	17

※1 手続の簡素化、申請補助、賃上げや生産性向上のための積極的な支援策の周知・広報などを含む。

※2 官公需とは、国や独立行政法人、地方公共団体等が、物品を購入したり、サービスの提供を受けたり、工事を発注したりすることをいう。

政府への要望

今年度の改定額は、原材料価格やエネルギー価格等が上昇する中、特にエネルギーコストや労務費コストの価格転嫁が十分でないといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大など要件見直しを行うとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者の実情を踏まえ、活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を強く要望する。また、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくためには、最低賃金が相対的に低い地域において、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が必要である。このため、業務改善助成金について、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望する。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要である。その際、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要である。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底を要望する。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。特に価格転嫁が顧客離れに繋がりがやすい、運輸業、宿泊業、飲食サービス業、小売業などにかかる実効性のある対策を強く要望する。

これらの要望が速やかに実施されることを期待する。

1 0 年 保 存
機 密 性 2
令和 2 年 4 月 1 日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 25 日

都道府県労働局労働基準部
賃金課室長 殿

厚生労働省労働基準局賃金課
副主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の公開について

標記については、これまで「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日付け閣議決定）」に基づき、本省に設置されている審議会等に準じて実施されてきたところであるが、最低賃金に関する社会的関心の変化や、情報公開の流れの中で、審議会等の更なる透明化が求められてきていることから、下記のとおり、新たに標準的な取扱いを定めたので、これに留意の上、その対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

なお、平成 16 年 7 月 30 日付け副主任中央賃金指導官名事務連絡は、本事務連絡をもって廃止する。

記

1 会議の公開

地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）については、平成 11 年 4 月 27 日 付け閣議決定の趣旨を踏まえ、原則公開とすること。なお、金額審議に係る会議等について、会長が、個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼす等の特段の理由により、一部の会議について、非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくとともに、求められた場合は説明できるようにしておくこと。

専門部会についても、金額審議に係る会議であること等から、本審の場合と同様の理由により専門部会長が非公開とする決定を行うことができること。この場合も、本審の場合と同様にその理由を明確にし、求められた場合は説明できるようにしておくこと。

2 議事録及び議事要旨の公開

本審、専門部会とも議事録については、会議の公開・非公開にかかわらず作成し、原則公開すること。

ただし、特段の理由により、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し、公開する（別添「議事要旨参考例」参照）とともに、議事録非公開の理由を明確にし、求められたら説明できるようにしておくこと。

議事録及び議事要旨は、関係労働者又は関係使用者が最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 25 条第 5 項等に基づき意見をする場合や、法第 11 条第 2 項等に基づき最低賃金審議会の意見に関する異議の申出等を行う際に参考となるものであることから、可能な限り速やかに作成することとし、議事要旨の作成に当たっては各委員の主張や、法第 25 条第 5 項等に基づき提出された関係労働者及び関係使用者の意見のポイント等、審議内容や最低賃金の決定等に資する情報の概要がわかるようにすること。

また、公開する議事録の作成にやむを得ず時間を要する場合は、いったん議事要旨を作成・公開し、後日議事録を公開する等の対応に努めること。

なお、議事録を非公開とした場合であっても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づく開示請求があった場合は、これらの法律に規定される不開示情報を除き、開示することとなることに留意するとともに、必要に応じて関係公労使委員に対して説明し、理解を求めること。

3 会議資料の公開

本審及び専門部会に提出された資料については、審議内容の透明性を確保する観点から、議事録と同様に原則公開とすること。

4 議事録、議事要旨及び会議資料の公開方法

議事録等を公開する場合は、文書閲覧窓口に備え付けてある閲覧目録に必要事項を記載の上、一般の閲覧等の利用に供するほか、都道府県労働局のホームページに電子媒体を掲載すること。

5 実施時期

関係公労使委員に対し事前説明等を行うなど、会議運営に支障が生じないように十分に配慮し、令和二年度の本審等から上記取扱いが可能となるよう努めること。

議事要旨の参考例

第〇回 〇〇地方最低賃金審議会（専門部会）議事要旨

1 日時 平成×年×月×日（ ）××：××～××：××

2 場所 ××××会議室

3 出席者 公益委員 ×名
労働者側委員 ×名
使用者側委員 ×名

4 議題

- (1) ××××について
- (2) . . .
- (3) . . .

5 議事要旨

議題(1)について

- ・事務局より「×××・・・」について説明を行い、その後「×××・・・」について意見交換が行われた。
- ・労働者代表委員からは、「×××・・・」との主張があった。
- ・使用者代表委員からは、「×××・・・」との主張があった

議題(2)について

.....

議題(3)について

.....

審議会等の整理合理化に関する基本的計画(抄)

平成 11 年 4 月 27 日

閣 議 決 定

中央省庁等改革を推進するため、審議会等の整理合理化に関する基本的計画を以下のとおり定める。

1 審議会等の整理合理化

(2) 審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙 3 の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

別紙 3

審議会等の運営に関する指針

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

(前略)

(4) 公開

- ① 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。
- ② 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。

なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ③ 議事録又は議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

栃木地方最低賃金審議会

議事録
議事要旨

(整理番号 0505)

第2回 栃木県最低賃金専門部会

令和5年8月3日 一部公開

開催日時	令和5年8月3日(水)	13時58分～16時51分	
開催場所	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎5階大会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 栃木県最低賃金の金額改定について 2 その他		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>ただ今から、令和5年度栃木地方最低賃金審議会第2回栃木県最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>— 定数の確認 —</p> <p>公益代表委員の荻原委員及び労働者代表委員の津村委員が欠席、杉田部会長は15時過ぎからの出席となることから、委員定数9名中7名の出席があり、最低賃金審議会令第6条第6項により3分の2以上の定足数を満たし、本会議が成立していることを報告。</p> <p>— 傍聴者の報告 —</p> <p>本日の専門部会は、栃木県最低賃金専門部会運営規程に基づき一部公開とし、公告の結果8名の傍聴申込みがあり、8名が傍聴することを報告。</p> <p>それでは、ここからの議事につきましては、杉田部会長が到着されるまでの間、黒川部会長代理より進行をよろしく願います。</p> <p>それでは、私の方で議事を進めさせていただきます。</p>
黒川部会長代理	

	<p>本日の専門部会におきましても、公労使三者が集まって議論する部分については公開とし、三者が集まる場面であっても採決がある場合には、その部分は非公開といたします。</p> <p>傍聴の方は、「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を遵守するとともに、審議中は事務局の指示に従っていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、議題（１）の「中央最低賃金審議会会長の説明動画視聴」についてです。</p> <p>今般、私ども地方最低賃金審議会委員に対し、中央最低賃金審議会会長からの説明動画が用意されております。</p> <p>動画に限らず、中央の審議会会長から地方審議会委員に対し、このように直接的にメッセージが発せられること自体が異例かと思いますが、そのあたりの経緯や背景等につきまして、まずは事務局から説明をお願いします。</p> <p>また、事務局には、説明の間に動画投影の準備を進めていただき、皆様には、事務局説明に引き続き、動画を御視聴いただきますので、よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>—中央最低賃金審議会会長メッセージにかかる経緯・背景説明—</p>
各代表委員	<p>【 中央最低賃金審議会会長ビデオメッセージ動画視聴 】</p> <p>— 令和５年７月２８日令和５年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申を踏まえた、地方最低賃金審議会委員へのメッセージ —</p> <p>中央最低賃金審議会の戎野と申します。</p> <p>令和５年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話し上げたいと思います。</p> <p>どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>１点目はこのビデオメッセージの趣旨です。</p> <p>令和５年４月６日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。</p> <p>これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和５年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いた</p>

だく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表①②の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表③は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたい

と思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。

その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の参考資料としてまとめておりますので参照していただきたいと思います。また、これまで目安に関する小委員会でご提示いたしました資料について

は、地域別のものも含まれておりますので、適宜参照いただければと思います。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知いたしております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点の規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であ

	<p>るというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。</p> <p>5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。</p> <p>これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。</p> <p>以上です。どうもありがとうございました。</p>
黒川部会長代理	<p>ただ今の動画を御覧になり、何か御意見や御質問等はございますか。</p>
各代表委員	<p>— 質問等なし —</p>
黒川部会長代理	<p>特に御質問などないということによろしいですね。</p> <p>今年度の目安額や答申文、そこに至った中央の公益見解等につきましては、前回の審議会の資料として皆様にも配付されており、事務局の説明、今回の動画も参考にしつつ、このあとの活発な審議をお願いします。</p> <p>それでは、議題（2）の「栃木県最低賃金の金額改定について」に進みます。</p> <p>まず、他局の結審状況等がありましたら、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>現時点におきましては、本省及び他局からの正式な情報等はございません。</p>
黒川部会長代理	<p>労働者側、使用者側からは、他県の情報等は何かありますか。</p>
菊嶋委員	<p>労働側の連合で把握しているのが1件あります。愛知県Aランクが昨日、41円の引上げが全会一致で決まったという報告を受けています。本審は8月4日、発効日は10月1日という報告を受けていますので、この場で共有させていただきたいと思います。</p>
黒川部会長委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にございますか。よろしいですか。</p> <p>ただ今、貴重な情報をいただきましたが、他県はあくまでも他県ですし、他県の状況が栃木の審議に直接影響するものではありませんが、審議を進めていくうえで参考になることもあるかもしれませんの</p>

	<p>で、今後においても、何か情報等が入った場合には、可能な限り共有いただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、本日の金額審議に入っていきたいと思いますが、まずは、前回の審議状況を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>前回、第1回専門部会につきましては、第2回本審に引き続き開催され、公・労・使それぞれの協議を挟みながら、公労協議が4回、公使協議が3回行われました。</p> <p>その結果、第1回専門部会終了時点では、労働者側の引上げ提示額は68円、使用者側の引上げ提示額は17円でした。</p> <p>以上です。</p>
黒川部会長代理	<p>ただ今の事務局説明で間違いはないですか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
黒川部会長代理	<p>金額の他にこの場で何か確認しておきたいことや、補足説明しておきたいこと等がありますか。</p>
各代表委員	<p>— 特になし —</p>
黒川部会長代理	<p>では、先ほど事務局から第1回専門部会終了時点での労使それぞれの提示金額の確認がございましたが、労使それぞれの主張には、まだ大きな隔たりがあり、前回は、本日の第2回専門部会に向け、さらなる御検討をお願いし終了となりました。</p> <p>前回は、4回目の公労協議まで行ったところで終了となりましたので、本日は公使協議から開始したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 異議なし —</p>
黒川部会長代理	<p>それでは、これ以降の協議につきましては、公労使それぞれの協議室にて行い、また、公労協議・公使協議は、公益協議室に適宜御足労いただいて協議を行うこととします。</p> <p>よって、以降、しばらくの間は、「三者が揃って協議する場面」ではありませんので「非公開」とします。</p> <p>なお、本日の協議の最後に、各委員にはこの会場に再度御参集いただき、本日の協議内容の確認及び本日時点でのまとめを行うこととしますが、その場面は「三者が揃って協議する場面」ですので、そこからは再度「公開」といたします。</p> <p>ただし、短期間での集中した協議を行うため、本日、三者が再度参集することとなる時刻につきましては、現時点では未定であり、まったく読めない状況です。</p>

	<p>傍聴人の方々におかれましては、事情を御理解の上、再度三者が揃う場面までお待ちいただく場合は、事務局の指示に従ってお待ちくださいようお願いいたします。</p> <p>それでは、それぞれの協議室に移動後、事務局がお声掛けをし、最初に公使協議を行い、その後は、公労協議・公使協議を適宜行っていききたいと思います。</p> <p>事務局は、公労使委員をそれぞれ協議室へ御案内ください。</p> <p>— それぞれの協議室に移動 —</p>
事務局	<p>使用者側から打合せをしたいので少し時間をいただきたいというのですが、いかがでしょうか。</p>
黒川部会長代理	<p>お待ちしたいと思いますですが、時間がかかるようであれば、労働者側との協議を先に行いたいと思いますので、労働者代表委員に確認していただけますか。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
事務局	<p>— 労働者代表委員に確認 —</p>
事務局	<p>労働者側は、大丈夫だそうです。</p>
黒川部会長代理	<p>それでは、労働者代表委員をお呼びください。</p>
	<p>《《 以降、非公開 》》</p> <p>— 第1回 公益・労働者代表協議 —</p>
黒川部会長代理	<p>順番が変わってしまい申し訳ありません。</p> <p><u>早速ですが、前回 68 円の提示でしたが、その後の御検討内容についてお聴きしたいと思います。</u></p>
中島委員	<p>前回 68 円としたのは、物価上昇が年間で 4.16%、栃木県の賃上げ率 3.35%、これらを合わせた 7.51%で計算して 68 円という話をさせていただきました。</p> <p>今日のビデオメッセージで多少のずれが生じていることも承知したうえで、やはり賃上げ率で議論してしまいますと、最低賃金の絶対値を見誤ってしまうところがあります。</p> <p>冷静に考えると、栃木県の中に置かれている最低賃金 913 円と特定最賃が 6 業種ありますが、4 年前に 1 業種が地賃に呑みこまれてしまった状況にありまして、次に危機感を持っているのが、はん用の 970</p>

	<p>円です。電子も計量器も 971 円で 1 円しか変わらないのですが、970 円という数値は、地賃との差が 57 円しかありません。地賃の賃上げ率でいうと、特定最賃もなくなってしまうのではないかとこのことを危惧しています。</p> <p>県内の中では、産業の優位性を大切にしながらも、一方で地賃の上げ率・上げ額で言うと、特に、はん用については一番危惧しているところですので、この数値に追いついていくためにも、はん用がこれ以上にいくためにも、57 円の引上げ、率でいうと 6.24%になるかと思いますが、物価上昇や賃上げの上昇率からすると、大分低い数値になっているのも事実であります。</p> <p>先ほどのビデオメッセージの関係を見ても、第 4 表③では 2.5%という話もありましたし、物価上昇率は 4.3%と言っていましたので、前回、我々が提示した宇都宮の 12 か月の平均の 4.16%からすると、かなり低く見積もったうえで、危機感を抱く特定最賃のはん用 970 円との格差 57 円を提示させていただきたいと思います。</p>
黒川部会長代理	<p>ありがとうございます。</p> <p>57 円を主張いただく根拠について、使用者側に説明するとき、どのように伝えたらいいのか。</p>
中島委員	<p>使用者側の皆さんがおっしゃられるのは、特定最賃不要論です。地賃がこんなに上がっているのだから、特賃はいらないのではないかと、ということです。</p> <p>栃木県でも各種商品がすでに呑みこまれています。次に留まるのがはん用です。この金額に合わせてもらえれば、一つ消えますよね、ということです。</p>
黒川部会長代理	<p>今回提示額 57 円の上げ率 6.24%は、前回提示額 68 円の上げ率 4.16 + 3.35 の 7.51%を下回っているということですね。</p>
中島委員	<p>そうです。</p>
黒川部会長代理	<p>わかりました。</p> <p>では、この提示額 57 円を使用者代表委員にお伝えいたします。</p> <p>目安額について、公益委員としては、先ほどのビデオメッセージで目安の位置づけの説明がありましたように、B ランクとして示されていますが、特に栃木だけに大きな災害とか特殊事情があるということであれば、大きく目安額と違うということもあり得ますが、その立証がないと、労働者側にも言えることですが、私たちも目安から大きく離れた金額を示すことはできないことから、公益委員のスタンスとしては、まずは目安を重視して出さざるを得ないので、労使それぞれにお伝えします。このことを踏まえて、さらなる御検討をお願いいたします。</p>

中島委員	<p>その件につきまして、一つだけ言わせてください。</p> <p>もちろん目安は重要でありますし、とはいえ、目安ありきではないということもあるわけで、これまでの議論からすると、去年は目安額でありながら労側は反対だったわけで、その結果、茨城に詰められているということを御理解いただきたいと思います。</p>
黒川部会長代理	はい。
中島委員	昨年、使用者側は31円に納得されたということですので。
黒川部会長代理	<p>それでは、労働者代表委員は協議室でお待ちいただき、使用者代表委員をお呼びください。</p>
<p>— 第1回 公益・使用者代表協議 —</p>	
黒川部会長代理	<p>順番が変わってしまいましたが、先に労働者側と協議を行いました。</p> <p>労働者側の提示額は57円でした。</p> <p>根拠としては、前回の提示時には物価上昇4.16と賃上げ率3.35の率で考えていたが、最低賃金ということで考えたときに、率ではなくて数値で示したいということでした。では、どこを目指すのかということ考えたときに、一つのやり方として、特定最賃の中で一番低いところを見ようということで、970円のはん用部会ということでした。970円から913円を引いた差額57円の提示額は、結論としても妥当であると、その立証として、今日のビデオメッセージにもあったように、第4表③を見ると賃上げ率は2.5となっており、さらに、物価上昇率4.3となっており、それらを足すと6.8となるが、労働者側が示した57円は6.24となり、メッセージの6.8よりさらに低くなっており、結果的に下回ったものであるが、妥当な金額ではないかということでした。以上が労働者側の提示です。</p> <p>使用者側の御意見をお伺いしたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>説明をするにあたり、公益委員と事務局に資料を配付したいと思います。</p>
<p>— 公益委員と事務局に資料配付 —</p>	
鈴木委員	<p>こちらの資料は、帝国データバンクで今年の1月27日に発表した「2022年栃木県内企業 休廃業・解散動向調査」になります。</p> <p>第1回専門部会の最後に、2023年上半期の県内企業倒産が51件というお話をしたと思いますが、倒産ができるのはお金があるところであるという話もあったと思いますが、それ以外に休廃業・解散も見て</p>

いかないといけないということで、提示させていただきました。

この資料の左ページの調査結果（要旨）の一行目に「休廃業・解散」企業は754社、法的整理を行った「倒産」企業113社を含めると、1年間で867社の企業が消滅してことになる。」とあります。1日当たり2.4社の企業が消滅したことになります。

この資料の右ページに「休廃業・解散」の推移表があります。こちらを見ていただきますと、2022年に1,044人の雇用が消失したことになります。

以前から使用側としては、事業の継続と雇用の維持をお話ししていますが、「消費者物価指数を見て金額を上げていかないと」という話もあります。また、「上げていって企業さんが倒れてしまったら、雇用の受け皿はどうなるのですか。」ということがありますので、この資料を出させていただきました。

また、左ページの（要旨）の3行目後半のところ、「休廃業・解散」した企業の48.7%が「黒字企業」であった。」とありますが、ここには載っていませんが、その48.7%のうち12.3%の企業は黒字かつ内部留保を有している資産超過企業となっています。

今のは黒字企業ですが、赤字企業の中にも、資産超過企業が存在しておりまして、総数でいきますと61.3%が資産超過型の休廃業・解散ということになっております。

なぜ資産超過の状況でということですが、先行きを悲観してあきらめ型が目立つという分析表が出ています。

コロナ禍ということですが、物価高、国際情勢、人手不足、後継者難といった企業を取り囲んでいる状況が、先行きを悲観する企業が多いという結果がここに出ております。

先ほども申し上げましたが、事業の継続と雇用の維持のためにも、このようなあきらめ型の企業を増やさないように、必要以上に最低賃金を引き上げるといことは、苦しんでいる中小零細企業に対してこれ以上負荷をかけることになるため、避けていただきたいと思えます。

そういったところを考えながら、金額提示ですが、第4表③の一般Bランク産業計の賃金上昇率2.5を参考にしまして、現行913円×2.5%=22.825となり、四捨五入しまして+23円の936円を提示したいと思えます。

黒川部会長代理

わかりました。

前回17円から23円ということで、頑張ってくださいましたが、今日のビデオメッセージを御覧になっていただいて、議論とかはされましたか。

労働者側の提示額とは、まだまだ差が大きいので、ビデオメッセージを受け止めていただき、さらなる御検討をお願いしたいと思えます。

井上委員	<p>我々には厳しい意見だと思います。</p> <p>価格転嫁が2極化しているという話がありましたが、中央では何か資料があったのですか。</p>
事務局	<p>第2回審議会の目安伝達資料の14ページに価格転嫁の状況が載っています。</p>
井上委員	<p>どれほどの人が、アンケートに答えているか。おそらく、余裕がない人はアンケートに答えていないと思うので。</p> <p>とりあえずわかりました。</p>
黒川部会長代理	<p>それでは、使用者代表委員は、協議室でお待ちください。</p> <p>— 杉田部会長到着入室 —</p> <p>— 公益協議（現在までの協議経過を部会長に説明） —</p> <p>— 第2回 公益・労働者代表協議 —</p>
黒川部会長代理	<p>まず、使用者側の意見をお伝えいたします。</p> <p>労働者側から帝国データバンクの資料が配付されました。2023年1月27日に出されたデータで、栃木県内の2022年に消滅した県内企業について、「休廃業・解散企業」は754社、「法的整理を行った倒産企業」113社を含めると、1年間で867社の企業が消滅したということになるということで、1日当たり2.4社の企業が消滅しているということです。</p> <p>それを従業員数で見ると、2022年で1,044人の従業員の職場が失われたことになる。以前から使用者側は「事業の継続」と「雇用の維持」を主張しているが、最賃をアップすると雇用が失われるという説明がありました。</p> <p>先ほどのデータに戻りますが、「休廃業・解散」の事情を見てみると、「黒字企業」でも休廃業しているところもある。内部留保していることを踏まえても、資産超過で会社を辞めてしまうという企業が61.3%あるということです。この61.3%がなぜ辞めてしまうのか原因を追究すると、「先行きを悲観してのあきらめ型」の休廃業・解散であるということです。ここを何とか減らしていくという視点も重要ではないかということがアピールされました。</p> <p>そういった説明があって、23円の提示がなされました。</p> <p>根拠としては、第4表③の産業計の一般Bランクの賃金上昇率2.5を参考にして、$913 \text{円} \times 2.5 = 22.825$を四捨五入して23円ということです。</p> <p>— 協議進行を黒川部会長代理から杉田部会長に交替 —</p>

杉田部会長

今のお話については、三要素の賃金支払能力にかかわってくるのだと思いますが、休業・解散に至らないようにするためには、支払能力をどう考慮するかというところに関係するのだと思います。

もちろん、三要素の一つなので、そこだけというわけにはいきませんが、他方で、見逃すことはできない要素でありますので、そこを踏まえつつ、ほかの要素も踏まえてどうするかということで考えていくところだと思います。

それでは、協議結果についてお聴かせいただければと思います。

中島委員

県内の廃業社数 754 社と法的倒産 113 社、合わせて 800 以上あり、1 日当たり 2.4 社減っているのかもしれませんが、そこで職を失った人が 1,044 人しかいないということは、みんな一人か二人しかいない会社であるということですよね。家族経営でも法人であれば法人だと思っています。黒字倒産が 61%ということも我々は承知しております。これはほとんど後継者不足でやめているところです。800 社で 1,000 人ぐらいの方が職を失ったということは、ひとりかふたりぐらいなのかなというのがあります。

先行きを悲観してというのは、先行き不透明だから、あるいは自分の子供たちには継がせることはできないから廃業するというのは、ものすごく多いことは承知しています。

我々は基幹労働者の労働組合が存在しているところなので、中小企業といっても 20 人、30 人だったりしますが、そこでも中小企業としての後継者不足というのは非常に悩まれています。だからこそ今までオーナー企業というところも、オーナーから変わって法人になっていたり、従業員が経営に携わったりということで、専門的知識がない中でも経験値をもとに継続されていたりということがあるのが、今の中小・零細企業であると思います。

61%が黒字倒産しているということは、借金を背負わせてまで、自分たちの家族にやらせたくないというのは誰もが思うことですし、黒字のうちにやめておいたほうが、家族のため身内のためということになるのだと思います。

労働者側の提示額の 2.5%というのは、物価も考えずにこれだけでいいですか。物価の上昇のほうが圧倒的に多いですから。むしろ、第 4 表③の 2.5%を見ていただくと、実際にその協の賃金額は 1,540 円であり、産業計はすべて 1,000 円を超えています。絶対値である 1 時間当たりの賃金額を見ていただきたいと思います。

特に B ランクのところを見ていただきたいです。産業計で、令和 4 年 6 月 1,341 円が令和 5 年 6 月は 1,373 円で上昇率は 2.4%となっています。これは絶対値である金額は 1,373 円あったということです。この上げ率ではなく数値を見てほしいということです。

全国平均で 1,000 円を超えようという政府方針が、39 円で 1,000 円を超えるわけでしたが、プラス 2 円で 41 円となったわけで、これ

は中央審議の中でも大きいと思っています。

全国加重平均については、昨年は961円でしたが、960円を超えているところはBランクでは京都しかありません。他はみんなAランクです。東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、次に7番目に京都があって、それが968円です。そう考えると7県の合計が全国の過半数を占めている中であって、今回は1,000円を超えましたということになっても、栃木は913円ですから、目安でやったとしても平均にはいけません。全国平均で、政府は、さも1,000円を超えましたとおっしゃりますが、7県の合計でしか超えていないわけです。むしろ単純平均にしてくれたほうがわかりやすいです。各都道府県を47で割ってもらったほうが、余程わかりやすいです。就労人口でいうと、加重平均のほうが半分いているということになるのだと思います。

最低賃金だからこそ、地方との格差、地方の中での純粋な就労人口だけではない、高校生やアルバイトの方たちを含めた最低というものを引き上げていく必要があると思います。

全国の7つの県で考えると、Bランクからすると、京都が一番上にありますが、兵庫、静岡、三重、広島、滋賀、栃木ということで、Bランクの中でも7番目ですので、全国の順番からすると14番目にいるので、県の数でいえば上の方にいるでしょということになります。全国加重平均でみたら、全然そこにいていませんということですよ。

今回、Bランクの中でもCランクといっしょになりましたので、栃木の順位的位置付けは、多少上の方にいますが、決して楽観視できることではなく、次のCランクの方が、昨年の審議の中でもDランク、Cランクが目安に3円、2円積んでいたことからすると、そこをきちんと考えていかないといけないと思います。

杉田部会長

加重平均で言うから1,002円ということで、額が上がったように見えるけど、実態で見ると大して上がっているわけではないということで、実態をみて考えるべきだという御主張ですかね。

中島委員

そういうことです。

実態は、あくまでも栃木の913円をどうすべきなのかということですよ。

全国加重平均がそんなにいつてしまっているのなら、栃木の913円も1,000円にいつてしまうのではということになります。全然いつてないですし、まだまだ遠いです。

賃金は社会性というものが絶対的にありますので、どんなことがあっても、その県だけが、来年多くなるとか、今年だけで上回ってAランクと同じぐらいの金額がでるかという絶対でません。

これは賃上げも同じです。それぞれの個別企業労使の中で団体交渉をしても、100円の積上げ、10円の積上げは非常に大きく、去年取りこぼしたからといって、今年また出てくるということはありません。

	<p>むしろ中小企業の経営の皆さんがおっしゃるのは、上げるとメーカーから原価低減要請がくるそうです。そんなに賃金が上げられるのなら、値下げできるよねということで、値下げの要請があるのが構造的なものです。</p> <p>ですから、価格転嫁をきちんとしていかななくてはいけない。価格転嫁は中小企業の経営者も取引先の会社に、原材料費が上がっていること、賃金も上げざるを得ないことにより、値段を上げざるを得ないことを言わなければいけません。それを価格転嫁として乗せないとやり取りできないということが、産業内の適正な競争につながっていくことになるわけです。</p> <p>生産性を向上するにあたっては、政府からいろいろな補助金が出ています。中小企業整備策がたくさん出ていますので、利用率も上がっているようです。</p>
杉田部会長	<p>いろいろ考慮要素はあると思いますが、その上でお考えをお願いします。</p>
中島委員	<p>栃木の913円は、先ほどBランクの中の上の方に位置していましたが、913円は決して上ではなくて、旧Bランクで言いますと、真ん中ぐらいです。</p> <p>第2回審議会資料の117ページにある「令和4年度地域別最低賃金の審議・決定状況」を見ていただきたいのですが、旧Bランクになりますが、現行の京都の968円から始まって山梨の898円までの11県の単純平均は927円になります。旧Bランクの中で、栃木の序列は7番目であっても、実際の平均はその上になるということを申し上げたいわけですね。927円という、ちょうど滋賀と同じ金額が、旧Bランクの単純平均です。その単純平均で見ても中位にいないんです。</p> <p>この913円の現行からすると、単純平均927円に14円足りません。この14円に今回の目安の40円を足しても54円はないと中位にいけないということになると思っています。</p> <p>あくまでも目安40円ということですが、したがって54円を視野に入れながら、旧Bランクの中での格差を埋めていきたいと思っていますので、54円を提示いたします。</p>
杉田部会長	<p><u>今回の提示額は54円ということですね。</u></p> <p>では、使用者側にお伝えしますので協議室でお待ちください。なお、お待ちいただく間、さらなる検討のほどよろしく願います。</p>
杉田部会長	<p style="text-align: center;">— 第2回 公益・使用者代表協議 —</p> <p>大変お待たせしました。 まず、使用者側の主張に対する労働者側の御意見としましては、デ</p>

	<p>一夕でお示しいただいた栃木県の休廃業・解散の数値について、そうではあるだろうけれど、黒字企業であきらめ型というのは、賃金上がることとどのくらい影響があるのか、後継者不足というのが一番大きいのではないかと、県内でも親族以外の事業承継とかやっていると思うが、実感としては、先が見えないのなら子供に借金を背負わせてやらせるよりは事業を辞めてしまうというのはそのとおりである。それが最低賃金にどこまで大きく影響しているのかというところは、何とも同意できないところもあるということでした。</p>
井上委員	<p>子供にも賃金は払いますからね。企業である以上は、賃金は関係してくるのではないかなと思います。</p>
杉田部会長	<p>賃金を上げることで、最終的に赤字になってしまうということにつながるわけではないだろうけど、今、黒字でやめるところは、直接的に賃金を上げたから必ずしもやめることにはならないのではないかと、因果関係が不透明なところがあるのではないかと。これは見解の相違なので、お互いに見るデータについては、尊重しつつも違った見方があるということを理解していただきたいという御主旨と受け止めました。</p>
鈴木委員	<p>それは自分の説明不足で、昨年、栃木県衣服製造業最低工賃の関係で10社ぐらい回って話を聞いて散々だったという話をしましたが、もうやめるとか、M&Aで申し込んだというところがありました。ほとんど人が集まらない、賃金を上げていっても追いつかない、業界としては上げ過ぎでやっても来ない、頼るべきは技能実習生を使って何とかやっていたが、もう日本人は雇えない、ほんとに厳しい状況であるということでした。</p> <p>なぜ、そうなってしまったのかというと、最低賃金でやっていたが、人が来ないため周りが上げていき、2円、3円でも人は動かしにくい。</p> <p>そういうことが自分の中に意識にあったので、賃金を上げていくということは、最終的に、倒産、M&Aにつながっていくことになります。特定の業種の話になってしまいましたが、そのように感じました。</p>
杉田部会長	<p>使用者側の前回の提示額は4表の③に基づくもので、賃金の上昇率を見ての数字でしたが、労働者側からは、物価上昇率も考慮してほしいということと、4表の③でいうと、上昇率ではなくて絶対値で見たときに、4表の③は1,540円でそもそも1,000円以上の大台に乗っているところである。今、議論している最低賃金の金額を比較してほしいというお話がありました。</p> <p>また、今回の目安で1,000円の大台に乗ったといっても、それはあくまでも加重平均であり、実際に1,000円の大台に乗っているのは限られており、栃木も全然追いついていない。そういう実態のところを</p>

鈴木委員

見てほしいというお話がありました。

また、第2回審議会資料 117 ページに現在の各都道府県の最低賃金額が書いてある一覧がありますが、こちらは従前のA、B、C、Dのランク分けになっているもので、栃木はBランクですが、労働者側としては、このBランクの現状の11府県の単純平均が927円になり、栃木は913円なので、平均の927円には14円足りない。この14円と今回の目安の40円を足して54円。というのが今回提示された金額となります。

使用者側もお待ちいただいている間にさらに御検討いただいた結果をお聴かせいただければと思います。

中央審議会の中でも出てきますが、価格転嫁は今年度の重要なポイントであると思います。

価格転嫁についてお話をさせていただきたいと思います。

一般的に言われているB to Bということであると、企業同士で価格転嫁への理解というのは大小なりともありますが、どちらかという理解は少しあると感じています。

問題となってくるのは、個人消費者を相手にしている業種の価格転嫁が難しくなってくると感じています。価格設定というのは、原材料費、家賃、人件費などのコストに利益を上乗せして販売するというのがこれまでのあり方だったと思いますが、この方法でいきますと、原材料費や物流費、電気代など大幅にアップしていますが、そういった分の値上げをすることは何とかできても、賃上げ分の価格までは難しいと思っています。

先ほど、中賃のメッセージの中で、労務費への価格転嫁というお話もあったと思いますが、賃上げ分の価格転嫁は難しいと思っています。個人消費者相手はですね。理由としては、社員給与を上げるための値上げというのは、許さないような風潮があると個人的には感じています。いろいろお話を聞いてきた中で、フィットネスジムや食堂などで大幅な値上げをしたところ、お客さんは縦に流れてしまうという話はよく聞きました。

回転寿司業界では、一度値上げをして、価格を引き下げた寿司店は、今すごく好調です。ただ値上げをしたままの寿司店は不調であるという数字が出ています。

基本的に、大手で魅力ある商品やサービスを提供するようなところは受け入れられやすいと感じています。

そういったところではなく、どちらかという最低賃金近傍で人を雇用しているのは零細企業であって、大手のように値上げはできないので、そういったことなども考慮していただければと感じています。

そういった中では、大幅に最低賃金を上げていくことは了承しかねます。

第4表①の女性Bランクの宿泊業、飲食サービス業の賃金上昇率が2.8%ということなので、こちらを参考にしまして、現行 913 円×

	<p>2.8% = 25.564 を四捨五入して、+26 円の 939 円を提示したいと思います。</p>
杉田部会長	<p>この数値は、もってきたデータ自体は賃金のものではあるけれど、これを用いるに当たっては、様々な要素を考慮したという理解でよろしいですか。</p>
鈴木委員	<p>そうですね。様々な状況がみられる第4表を参考にさせていただきました。</p>
黒川委員	<p>物価上昇率を意識するというのは無理ですか。</p>
杉田部会長	<p>いろいろなところで出ている 4.3% というのは、令和4年10月から令和5年6月の対前年同期の上昇率ということですが、いろいろな数値が出ていますから。</p>
黒川委員	<p>中賃のビデオメッセージでも、それを基準にするという主張もあり、労働者側に使用者側の意見を伝えても、物価上昇率よりも低い数値を言われてもという意見が出ています。</p> <p>前回の 2.5 から今回 2.8 ということで、努力されているということにはわかりますが、労働者側は物価上昇率の 4.3 にこだわっていますので、使用者側の努力が伝えられないというか。</p>
井上委員	<p>では、我々が 4.3 にしたら、労働者側も 4.3 にしてもらえるのですか。</p>
杉田部会長	<p>労働者側は 4.3 がスタートです。ゴールではないのです。</p>
井上委員	<p>話は変わりますが、先ほどの目安伝達資料 14 ページの価格転嫁の状況ですが、自分が思ったとおりになった割合のパーセンテージなので、下の表を見ると、エネルギーコストと労務費による価格転嫁は、原材料費よりも鈍いということが書いてあります。</p> <p>労務費はなかなか価格転嫁できていないということが、この表にもなっていますし、中央ではここがポイントだったのですかね。</p> <p>実際そうです。</p> <p>例えばの話ですが、先ほど 54 円というお話がありましたが、1時間 54 円上がります。この人が 8 時間働きました。年間 260 日就業したとすると、2,080 時間。54 円 × 2,080 時間 = 112,320 円、一人の人のお給料が上がる。それを上げるために売上がどのくらい上げたらいいのかという計算をしていくと、営業利益はそれぞれ違うと思いますが、4% と仮定して、一人の人の賃上げをするのに 280 万円の売上を上げないとならない。それが何人いるのか、ということをしていろいろな社長さんたちと話す、話題になってきます。賃上げするのに売上を</p>

	<p>どれだけ上げたらいいのか。 その辺も考えながら我々も検討しますので。 バランスが取れるのがどこなのかと思っています。</p>
黒川委員	<p>労働者側がずっとおっしゃっているのは、昨年が31円の改定でしたが、使用者側はずっとそれ以下の提示をされているので。</p>
井上委員	<p>前回の専門部会の最後にお話ししましたが、事業再構築補助金をとっても1年や2年では結果は出ない、5年ぐらいは確か見ていただいていると思います。 では、コロナ後、皆さんどうなったかという、生活が、ガラッと変わってしまったので、また、ここから新しい事業を起こさなければいけないとなると、去年より今年のほうが厳しいので、31円にはいかないという現状はあると思います。 あとは、企業の蓄積していったものがなくなってきているということです。</p>
黒川委員	<p>私たちも使用者側が努力されているのはわかっています。それを労働者側に伝えたときに、あまり響かないのです。</p>
井上委員	<p>響くことが難しいですね。</p>
杉田部会長	<p>改めて、労働者側にはお伝えしますが、今日のこの後の予定としてはいかがでしょうか。</p>
井上委員	<p>次回の7日は時間が決まっていますよね。</p>
杉田部会長	<p>そうですね。そこは遅らせるわけにはいかないですね。</p>
黒川委員	<p>あと1回ぐらいはできますか。</p>
鈴木委員	<p>そうですね。</p>
杉田部会長	<p>では、協議室で御検討お願いします。</p>
	<p>— 第3回 公益・労働者代表協議 —</p>
杉田部会長	<p>お待たせしました。 使用者側に労働者側の御意向をお伝えつつ、使用者側のお考えを伺いました。 使用者側としても、結果的に提示する裏付けのデータは賃金のものを用いているが、それだけを考慮して提示しているわけではないので御理解いただきたいということでした。</p>

使用者側が重要な要素と考えているのは、価格転嫁のところであって、B to B、事業間の取引に関しては一定程度の価格転嫁はできない状況ではあるが、一方で、一般消費者向けの価格転嫁というのは特に難しい状況であるということは、皆さんもわかるでしょうけどというお話でした。

その中でも特に原材料費の転嫁率というのはそんなに高いわけではないにしても、エネルギーコスト、労務費の転嫁は難しい状況にあるということは、どうしても理解していただきたいところであるということでした。

仮に労働者側の主張する 54 円が上がった場合、1 年間の平均労働時間 2,080 時間として計算すると、1 年間に 112,320 円ぐらい上がる。それだけの利益を生み出すためには、営業利益を 4% ぐらいとすると、280 万円ぐらいの売上を上げないといけない状況にあって、かなり大変な状況であることを理解してほしい、というお話でした。

その上で御提示いただいた金額は、第 4 表①の女性 B ランクの宿泊業、飲食サービス業の賃金上昇率の 2.8 を使って 26 円ということです。

使用者側は、今日はこれが最後ではなく、引き続き待っている間に御検討いただいておりますので、もう少し進めたいと思っております。

労働者側としては、まず物価上昇率があって、それを大前提として $+\alpha$ であるということは使用者側にお伝えはしています。

使用者側は、厳しい状況を踏まえて、現時点で提示できるのはこの金額であるということです。

このことを踏まえて、労働者側としてさらに御提示できる額があればお伺いしたと思います。

中島委員

使用者側がおっしゃる、あるいは経営陣が携わる企業物価指数が上がっていることは、もちろん承知しています。

とはいえ、企業物価指数をどこで吸収するか、それが賃上げをすることによって、未満率・影響率全体を見ても、そこに影響するのは最低賃金で働く人たちだけのものです。むしろ、全体の賃金が上がるわけではないわけです。もちろん低い人を上げることによって、今年 40 円上がったので、去年の人を上げなくてはならないというのは、賃金体系の是正をしなければならないのは承知しています。

しかし、昨年倒産した 1,000 何名を考えても、企業に与える影響は小さいのではないかと思います。

もちろん、原材料費のことから価格転嫁が進まない問題も含めてたいへんなことは承知しておりますが、そこで働く従業員にとっては、もっと物価上昇が上がって、賃金が目減りですから、同じ賃金では食べられない状況になっている人たちがたくさんいるわけですので、そこをきちんと汲んでいただきたいと思います。

さっき、第 4 表の③のところでもどってきたと思っていた

ら、また第4表の①が出てきたので驚いています。第4表①は精度でいうとそこはないと思っています。

さらに女性Bランクの宿泊業、飲食サービス業をとられても、昨年の31円を考えていただきたい。

昨年よりも今年のほうが厳しい状況にあります。もちろん企業も厳しいですが、働く労働者にとっては、物価上昇がもっと厳しい状況です。そこを考えると、26円という提示額は残念な気がします。

昨年の31円からすると、今年はそれ以上のものがあるのに、まだスタートラインに乗っていない気がしています。

我々も数値的にはかなり再考してきました。

先ほどは、昨年のBランクの単純平均927円で計算し栃木との格差が14円でしたが、今年はCランクを取り込んだ上でのBランクとなりましたので、かなり低くなってしまいます。計算してみますと902円になります。902円が今のBランクの平均になりますので、栃木の913円との差が11円で、これに目安の40円をプラスして51円を提示いたします。

今日のところの最終提示にしたいと思います。

杉田部会長

この後、使用者側にお伝えをしまして、使用者側の見解をお聴きしたいと思います。

使用者側の見解は全体会議でお伝えしたいと思いますので、それまでの間協議室でお待ちください。

全体会議でも申し上げますが、次回の8月7日の専門部会ですが、発効日にこだわらない考えであるとはいえ、ぜひ、先ほどのデータのところも含めて、次回8月7日までの間に御検討をお願いしたいと思います。

— 第3回 公益・使用者代表協議 —

杉田部会長

お待たせしました。

お待ちしている間に、労働者側に使用者側から御提示いただいた26円という数字と、使用者側の方で考えなければならない要素としてお話しいただいた価格転嫁の厳しさ、実際に54円上げた時の影響についてお話をさせていただいたところです。

それに対して労働者側からは、「価格転嫁が厳しいとありつつも物価上昇のところが昨年に比べて最低賃金で生活している人たちにどれだけの影響があるのか」というところが重要ではないか、「物価上昇率のところを加味しないというのは、スタートラインに乗っているのかどうかについても疑問を感じざるを得ない」というお話がありつつも、新たに提示がされたところです。

先ほど説明しました資料の117ページ昨年の地賃の決定状況をもう一度御覧いただけますか。

この中で、前回はBランクだけの平均を出しましたが、今回はB、

Cも含めて今年Bランクとなった合計の平均を出すと902円になり、栃木の913円との差額が11円あるので、この11円に目安の40円を足して51円ということで51円の提示がありました。

この提示額を踏まえて、御検討いただいたところについてお話しただければと思います。

鈴木委員

先ほど消費者物価指数のお話を受けまして、4.3というのは全国データですので、県の統計課に栃木県の消費者物価指数について問い合わせをし、連絡待ちの状況になっています。

なぜ確認をするかという、自分の方で消費者物価指数を調べていたのですが、「持家の帰属」というところを見ていませんでした。中央では「持家の帰属」について話されていたのですが、今、数字がわからないため、自分が用意したものでお話しさせていただきたいと思えます。

消費者物価指数は、確かに重視していかないといけないということは思っています。自分の方で調べていたのは、2023年6月の消費者物価指数の総合の前年同月比で3.3%の上昇ということになっています。それとは別に、同じ月の国内企業物価指数は、政府による電気・ガス料金の負担軽減策がありましたが、前年同月比で4.1%です。少しずつ下がってきていますが、総合よりは高いという数値が出ております。

特にエネルギー分野に関しては、価格が大きく上がっているというのは皆さん御承知かと思えます。ガソリン価格もかなり高くなっておりまして、電気の補助は9月までとなっております、ガソリンも9月までということになっております。延長もあり得るということではあります。

電気代というのは負担が大きく、最低賃金近傍でパートを多く雇用している県内で広く展開しているスーパーでお話を聞いたところ、スーパーでは電気代が上がり過ぎてどうしようもないということでした。

— 鈴木委員 県統計課からの電話を受信 —

電話対応申し訳ありませんでした。

県統計課によると、栃木県の今年6月の持家帰属を除く総合の前年同月比は3.8%ということで、先ほど申しあげました同月の国内企業物価指数4.1%は消費者物価指数よりも高い率で上がっているということが言えます。企業もかなり苦勞しているということです。

話を戻しますが、先ほどのスーパーの電気代を2022年と2023年を比較すると約2年間で2倍に膨らんでいるということです。

今のところ、巣ごもりの需要も薄れてきて、売上がコロナ以前に戻っていない中で、電気代も輸送費も上がりどうしようもない状況というお話でした。

	<p>他のスーパーでも話を聞いてきましたが、電気代は相当上がってきており、巣ごもり需要で得た利益も一気に消えてしまったということでした。</p> <p>小売業でも大手などは、賃金を大きく引き上げているところもあるかと思えます。7%上げているところもありますが、そういうところは、ただ単に上げたのではなく、レジを機械に替えて、その分従業員にはお客様へ売上を伸ばすための接客をするようにということで、仕事自体が変わってきての賃上げということ。そのようにして時給を上げている大手さんもあります。</p> <p>そういったことができない中小・零細企業は非常に厳しい状況ですので、あまり上げることは難しいという認識はあります。</p> <p><u>第4表③パートBランクの宿泊業・飲食サービス業の賃金上昇率3.1を参考にしまして、現行913円×3.1%=28.303を四捨五入して28円、時間額941円を提示したいところですが、今後の進展もありますので、1円歩み寄って+29円、942円を提示したいと思えます。</u></p>
杉田部会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今日のところは労働者代表委員の方もこれ以上の検討は難しいということなので、使用者代表委員の方も今回提示いただきました29円というところで、引き続き持ち帰って、それぞれ検討するというところでよろしいですか。</p>
鈴木委員	はい。
杉田部会長	<p>この後の全体会議でもお伝えしますが、今後のスケジュールの予定としては、8月7日に第3回専門部会があります。10月1日発効にこだわらないで審議を尽くせというお話もありますが、できる限り次回のスケジュールを見越しながら、本日のお話を踏まえて最終的なところを含めて、御検討いただき7日の専門部会に臨んでいただければと思います。お願いします。</p> <p>それではこの後、全体審議を行いますので、事務局は公労使委員を審議会場に御案内ください。</p>
	<p>— 公労使代表委員 審議会場へ移動 —</p> <p>《《 以降、公開 》》</p>
杉田部会長	<p>それでは審議を再開しますが、ここからは「三者が揃って協議する場面」になりますので、議事は「公開」といたします。</p> <p>本日は、労使それぞれの代表委員と個別に協議を行い、審議を進めてまいりましたが、労使それぞれの意見に隔たりがあり、これ以上の進展は望めないと考えますので、日を改めて審議をしたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>

各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	それでは、事務局より本日の協議結果の報告をお願いします。
事務局	<p>第1回専門部会に引き続き、本日も公・労・使それぞれの協議を挟みながら、3回の公労協議、3回の公使協議が行われました。</p> <p>その結果、本日の審議終了時点では、労働者側は51円の引上げ提示があり使用者側からは29円の引上げ提示がありました。</p> <p>以上です。</p>
杉田部会長	ただいまの事務局の報告でよろしいでしょうか。
各代表委員	— 異議なし —
杉田部会長	<p>それでは、本日の金額審議はここまでといたします。</p> <p>本日も、労使ともそれぞれのお立場において忌憚なく御主張いただくとともに真摯に御協議いただき、ありがとうございました。</p> <p>しかしながら、双方の主張にはまだ開きがあり、さらなる歩み寄りが必要です。</p> <p>次回の審議においては、労使それぞれの代表委員の間で一致点を見出し、結審することを目指したいと考えておりますので、次回までに更なる御検討をよろしくをお願いします。</p> <p>なお、現時点におきましては、次回の第3回専門部会を最終回としたいと考えており、8月7日（月）午後1時30分から、ここ5階大会議室において開催いたします。</p> <p>また、この日は、午後4時から第3回最低賃金審議会本審が予定されていますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次の議題の（2）その他ですが、委員の皆様、何かございますか。</p>
各代表委員	— 質問等なし —
杉田部会長	<p>特に無いようですので、以上で本日の専門部会は全て終了となります。</p> <p>本日の議事につきましては、運営規程第8条第1項の規定により議事録を作成することになります。また、議事録については、同条第2項ただし書の規定により議事録の一部を公開とし、第3項の規定による議事要旨を作成の上、公開することにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。</p>
各代表委員	— 異議なし —

杉田部会長	<p>それでは、議事録の内容確認についてですが、公益側の確認者は、本日私は途中出席ですので、冒頭から御出席されました黒川委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
黒川委員	<p>了解しました。</p>
杉田部会長	<p>労側・使側もそれぞれどなたかにお願いしたいのですが、どなたがよろしいでしょうか。</p>
各代表委員	<p>— 労使それぞれの代表委員で協議 —</p>
杉田部会長	<p>それでは、労働者代表菊嶋委員、使用者代表鈴木委員にお願いします。 これをもって、第2回栃木県最低賃金専門部会を閉会といたします。 長時間にわたり、お疲れさまでした。</p>

第54期（令和5年度）熊本地方最低賃金審議会
第2回 熊本県最低賃金専門部会

公益代表・労働者代表協議

部会長

今回使側が提示された額が目安の間ということで、今までにない厳しさかなという気もしますが、とは言え、先ほど使側も4表ではないと、それから、中賃の方で労働者の生計費というのを最賃以上に上げなくてはいけないということ踏まえうえて、消費者物価指数というものに則って数字を出されたというところが、金額はともかくとして、評価はできるのかなと思っています。

その上で、まず支払い能力を見る資料として、猿渡さんによる基本的見解の中の説明にもありましたが、4表は適切じゃないとなった時に、その支払い能力を何で測ればいいのかという問題になってきます。労側としては、出されたデータを見る限り実勢賃金みたいなもので測ろうとされているのかなという気はしますが、そのあたりはどうお考えかお伺いしたいのが1点です。

それから今回、中賃で示された目安が、基本的にAランクの41円が、消費者物価指数4.3を全国加重平均961円にかけて41円という形で算出しているということでした。ただ、BCランクについては39円、40円が何で出てきたのかという辺りは中賃の議論からは分からないところだったと思います。そういう中で、中賃の41円かける消費者物価指数を単純に熊本で考えた場合どうなるかやってみました。

例えば基本的見解の20ページに、連合の方でも消費者物価指数を出されていて、中賃が持ち家の帰属家賃を除く総合というのを、消費者4.3に用いているみたいなので、同じ数値と考えると、2023年5月時点で3.8という形になります。これを単純に853円にかけると、32円プラスぐらいの額が出てきます。今回の目安額は39円で既にそれを超えている額ですから、皆さんのご提示した額はさらにそれを上回るということで、考えようによっては、非正規の方の賃金アップを前提にされたということですが、労働者全体や平準すると若干高すぎる額と言えなくはない。中賃の考え方や資料、全体の労働者を均したときにはですね。この2点についてお伺いできればと思います。

猿渡委員

4表を支払い能力というのであれば、私たちとしては、私たちの賃上げ率、有期短時間契約等労働者の53円というものでいいのかなと思いますし、今回私が調べた中で3要素のうち生計費と賃金というのはきちんと数字で表せるが、支払能力というのは絶対額じゃ出ません。相対的なものしか出ないと言っている人もいるぐらいなので、それは私たちも難しいなと思っていて、支払い能力については専門家に出していただきたいという思いはありますが、4表を出すのであれば、私たちから言えば、この53円が支払い能力部分になるのではないかと、全国で80万人分のデータが出ていますので。

話が戻ってしまいますが、「支払い能力」があるから日本はだめだといわれていますので、そこまで言う議論にならないので言いませんが、支払い能力というところは難しいと思います。物価上昇率はCランク900円に乗せようということではなかったんですか、物価上昇率4.3がたまたま一緒になったとは言っていますけど。何度も言いますが、これは9月までの話で10月以降は軽減策がどうなるか分からないので、そこは一番

見てほしいと思っておりますけど、10月以降という話であれば、その1%分というのは考慮しないといけないのかなと思います。

部会長

プラス53円だと何%になりますか。

猿渡委員

プラス53円だと目安プラスの14円で6.21%です。

部会長

春闘の賃上げ率よりもさらに高いですね。

猿渡委員

今回は、一般労働者よりも有期短時間契約等労働者の方が高いという傾向が本部の方でも出ていましたので、一般労働者の3.8%というよりは有期短時間契約等労働者の方を重視したい。

部会長

その根拠は。

猿渡委員

最低賃金に一番近い対象とすべき労働者というのは、実際には一般労働者よりも有期短時間契約等労働者です。

部会長

ただ、消費者物価の上昇等は、正規であろうが非正規であろうが、同じような率で上がってくるので、その負担感は関係ないと思うのですが。

猿渡委員

去年までだったら確かにそうですが、今年は流れが変わって中小の方が高かったという連合の賃上げ状況でもありますし、今年はさらに、一般労働者よりも有期短時間契約等労働者の方が上がったという、これまで上りが少なかった分今回上がったのかなという、今年の流れとしましては。

西委員

最初にリビングウェイズなどでも言っています、いわゆる200万というワーキングブアと言われるところには、明日にでも達成しないといけないという思いではありますが、とは言いながら金額的にも歴史上いきなりというわけにはいかないもので、3年とか考えているわけですね。そこから言うと、そこに近い形に上げるための根拠を毎年考えているというか、一定のものであればいいのですが、特に、私はUAゼンセンなので、いわゆる短時間労働者を非常に多く抱えている職種で言いますと、そこに賃上げの意思が入っているというか、正社員は一定の水準に達しているので、正社員よりもやはり最低

賃金にかなり近いところを上げないと人材確保ができないという思いがそこに入っていると。思っている。ですので、その数字を重視しているということです。

部会長

そうすると、あくまでも議論の前提としてはリビングウェイジに近づけるという話があって、消費者物価指数などは使った根拠に過ぎず、その額にいかになら近づけるかということが一番重要だということですか

西委員

根底はそう思っていますけど。これは、我々だけで決める話ではないということも、審議会を非常に重視せざるを得ないというところがもう一つ根底にあります。ですので、支払い能力の話に戻りますが、そこが数字で表せない以上、一つの指標である、年間2,060時間くらい働いても200万円に届かない、世界的にもワーキングプアと言われているので、本当はそこに達すれば終わりという話ではないけど、まずは、そこはクリアしないといけないというのが強く根底にある。そのため、目安も今年は、政府も1,000円にいかせたいというのは前段で言っていましたから、40円前後、39円とか言われるのかなとか想定はしていましたが、それと、今後の物価もまだ上がりそうだというのと、支払い能力などの話で言うと、どうしてもいわゆる原材料費の上りの方が先に来ますが、本来は、あらゆる業種も含めて価格転嫁ができればいいのですが、どうしても価格転嫁ができないという思い込みなのか、歴史上なのか、実態なのかもこれはわからない、実際は小売りの商品は上がってきていますし、一時は上げたけど、また9月に上げるということはやっているのですよね、で、価格転嫁できないというのがなぜやれないというのが、分かるような分からないようなところがあるので、その辺も含めて総合的にという話になるのかと思います。

部会長

今の話で一点、実態という話が出ましたが、結局、今回4表が2パーセント台ということで、春闘等の賃上げ率に比べるとパーセンテージが低く抑えられていますよね、その要因として、企業の支払い能力というのが抑えられて、何らかの形で価格転嫁ができないのか、原材料費の高騰なのか、そこは分からないのですが、抑えられている要因としては、特に中小の何らかの形で、上げられないというかパーセンテージが上がらないような状況があったのではないかとすることも推察はされておりますので、そこは一つ、具体的に出てこないもので確かに厳しいところではあります、支払い能力の要素としては、勘案すべき数値ではあるのかなと考えております。

山本委員

まず、消費者物価指数を取らせていただいたのは、リビングウェイジで研究をして、調査をしてこれぐらいは必要だと、イメージしているのは、坂本委員がおっしゃることに全く同感であって、そこで雇っている人たちをどのくらいの水準で生活をしてもらうのかという話をさせてもらっている。

今回は消費者物価指数の、基礎的支出という項目を用いさせていただきました。基礎的支出という項目は一番操作もできず、買い控えもできなく、これがどれくらい上がったのかということがストレートに低賃金の人には響いてくるだろうと思っています

から、そこを今回は資料として用いらさせていただきました。その前の年から去年にかけて、消費者物価指数の基礎的支出項目というのは、去年は4.7%上がっていました。最賃であげていただいたのが3.9%でしたから、前の年から去年にかけての物価上昇分は最賃は上がっていない、というのが去年の結果でした。今年も目安額では4.6%くらい上がるような格好ですが、去年から今年の消費者物価指数が4.1%程度上がってきていますので、この2年間かけて何とか消費者物価指数分は、目安まで含めればおおむねカバーはできてるのかなと数字上は考えました。ただ、これは物価が上がった分がカバーできただけの話であって、生活を向上させるという水準には全く至っていないと考えましたので、今回はその物価指数、短時間パート、結果として53円が出ましたので、今回は額で示させてもらいました。それと支払い能力というところは、なかなか出せませんよね、個社別には出るでしょうし、賃金体系を見れば全部出るのかもしれませんが、最賃を語る上での支払い能力というところは、確かに出しにくいと思います。猿渡委員も日頃いろいろ勉強してデータを出していますが、使側は厳しいとか、アンケートではとか、そのような話ばかりで論議にならないと、支払い能力は確かに難しい論点にはなってくるとは思います。猿渡委員が言うように春闘結果によれば、結果として53円を上げたという結果は、支払い能力としてあるだろうと思っています。

ついでに申し上げれば、いつも「この1円を上げればもう会社は倒産します」とおっしゃりますが倒産の理由が分からないですよね。今回倒産がすこし増えています。これは支払い能力や最賃の関係なのか、人手不足なのか、社長が高齢のせいなのか何か、分析結果があって、確かに最賃をこれだけあげれば会社経営が立ち行きませんか、ある会社が10人雇っていて最賃で50円上げると1日400円上げる、それを10人いるから1日4,000円、その20日で8万円も上がると倒産しますということを主張されているわけですから、そういう会社が予測でどれくらいあって、結果としてどれくらいあったかということをお聞かせしてもらえれば、その根拠が分かれば、僕らももっと論議して対応したいと思っています。アンケートは私たちも取ろうと思いました。八百数十円の水準で生活できますかというアンケートを取れば、90~95%くらいの人たちは生活できないと答えます。アンケートは絶対数ではないその人の感覚で結果が出ます。アンケートの内容はそのとおり、社長が今どう感じてらっしゃるのかもそのとおりだと思いますから、そこは全く否定しませんが、それをすべの根拠にされるのならば、それは鵜呑みにはできないかなと思います。

部会長

ありがとうございました。

確かに、おっしゃるとおり去年までは1円でも上げれない、払えないとか、そういう話がメインだったと思いますが、少なくとも、今年の金額提示におきましては、そこではなく、あくまでも消費者物価指数ということで、議論を立てていらっしゃると思いますので、そういう意味では昨年までのスタンスと今年のご主張というのは変わってきているのかなと考えております。そして、消費者物価指数に基づいてもこの程度だから、このくらいじゃないのかという使側の主張だったと思います。

あと、公益のお二人の先生からご質問をいただいて、お答えをいただいたうえで、もう一度全体に戻って、お話をしたいと思います。

本田委員

定性的な議論ではなく、パーセントを踏まえた数字が出ているので、それで話を寄せていこうと思えば、先ほど猿渡委員が触れられたように、軽減策の補助の1%分を割り戻して4.5%とかにならないのか、みたいな議論が労側としてする余地があるのかとか、4.5%だと目安に近づきますから、あとその53円は組合が組織されているところの数字なので、その地域において正常事業を行っているところの通常の支払い能力としては、いわゆる高い水準かなとは思いますが。一方で4表だと割合が低いので、4表に寄せるのもなどは私も思いますので、そこは、有期短時間契約等労働者のところをきちんと見ましようというのは分かりますが、組合がきちんとあるところが「通常の」と言っているのか、それよりも、中小と一括りしても、小規模とか零細とかが熊本の経済状況だと多数を占めているならば、これに寄せるのは簡単ではないのかな、というところを私としては問題意識として持っているので、先ほど言ったようにこの3.5%に1%を戻してとこういう議論ができればなと思っています。質問じゃなくて申し訳ないですけど。

諏佐委員

お話ありがとうございます。前回の基本的見解もいろいろなデータが入っていて、大変興味深く拝見しました。ありがとうございます。

今回ご提示のプラス53円というところですけれども、先ほどの本田委員のご発言と少し重なりますが、これがあくまでも組合が組織されているところ、基本的にはこれが全国ベースの数字だという話でしたので、熊本の場合というものをお出しいただくことが可能なのかということが気になったところです。

猿渡委員

私どもの53円につきましては全国80万人分のデータでございます。これは熊本のデータはございませんので、熊本のは出せません。

なぜこれを持ってきたかという、熊本県は低いと私たちも思ったのですが、4表の③を中賃でも使われていますけど、これではCランクの方が高いという結果が出てましたので、これを持ってくるのもいいのではということで、今回はこの53円を使わせていただいたということです。

部会長

ありがとうございます。

それでは、今日はそろそろ時間がおしてきてまいりますので、公労協議はここまでとさせていただきます。今日2回目の金額提示は可能でしょうか。

山本委員

私たちは準備できます。

部会長

使側が難しかったら、労側だけ出すわけにもいかないですよ。

山本委員

私たちが数字は影響率が27~28%あります。これはちょっと高いとは思いますが、影響率が低いところまで降りることは可能なかなと思っています。

部会長

その影響率、目安としてはどうですか。例えば去年は18.2とかで熊本はDランクの中でも影響率は低かったですよね。その辺りも含めて、どんな感じの考えですか。

山本委員

53円は影響率が、ここは10円単位の価格帯の幅ではっきりした数字がないので計算をすると26.2%程度になります。それで目安プラス8円ぐらいの900円レベルですとちょうど18%で、そこから目安まで16.9ですからあまり影響率は変わらない。影響を与える対象者は変わらない。したがって2回目提示は、影響率18%の900円で用意はしてきました。

部会長

それでは使側をお呼びください。

第54期（令和5年度）熊本地方最低賃金審議会
第2回 熊本県最低賃金専門部会

公益代表・使用者代表協議

部会長

39円は高すぎですか。

坂本委員

39円も、実際意見の一致ではない訳ですよ。労側には賃金や生計費などのデータがあって、企業の皆さんが我々団体の後ろにいるわけで、我々は漠然とした支払い能力の話しかできなくて、そこに意見の一致をみる妥協点があり得るかという、目安だけですよ。結果的にいつも目安の周辺でプラス、マイナスいくらという話ですよ。ただ熊本らしいとか、熊本の実態を反映したということからすると、熊本市の物価上昇率でいいのではという気がします。

原委員

本当は、岩永さんもおっしゃったように賃金改定状況でスタートしようと、ただ、それだと18円だったり23円だったりするので、このような目安が出た後で現実的ではないだろうということで、かなり譲って、おもいきっての30円です。使側のスタートとしてはかなり高い額だと思いませんか。

部会長

正直申し上げて、確かに目安自体が高いというのと、それから、Cランク39円の根拠が、中賃のほうで地域間格差以外に何も示されていないのはどうなのかなと思いました。今回、事業の支払い能力ではなく、あくまでも消費者物価指数に基づいて金額を提示いただいたので、そういう意味では中賃の最低賃金は消費者物価の上昇を下回る上昇率では駄目なんだというあたりは、きちんと踏まえていただいた上での3.5%だったと思っております。そのうえで、支払い能力という部分ですが、皆さんは第4表をいつもご主張されますが、今回はこれでは低過ぎるということもあって、主張の範囲外にされたと思いますが、労側は、基本的見解を見ると支払い能力というものについて、求人がいくらで出ているかという実勢賃金ですね、この辺りを非常に支払い能力として見て、主張されているなという印象があります。この辺りから見ると確かに実勢賃金っていうのは、労側も基本的見解の方で一覽

が出ておりましたが、中小を含めてかなりそれなりの額が出ているということが一点と、私の理解では、相対的に3名の中では原委員の所が小規模で大変なところが1番多い所ですよね。そこで、原委員が詳細に取ってくださったデータを見ていましたところ、7ページや14ページを拝見すると、確かに引き上げなくてはいけないところがありますが、非常に規模が小さい所でも、例えば7ページ、「最低賃金を下回る従業員はいなかったのに引き上げをしなかった」という所が既に6割を超えているわけです。それから14ページで「仮に890円まで引き上げられたらどうか」それも6割の方が「下回る従業員はいないので引き上げはしない」と回答されているわけです。でも、このデータをどういうふうに使ってどういうふうに見るかという問題ももちろんありますが、例えば支払い能力という観点を実勢賃金で考えるのであれば、中小であってもすでに最低賃金を上回る、しかもある程度引き上げても影響しない程度の実勢賃金にあるということになってまいりますので、この支払い能力、実勢賃金という関係についてどのようにお考えになるか、使側にお伺いさせていただければと思います。

原委員

グラフの見方で大分違うと思います。やはり私たちとしては、最低賃金をかなり上回って支払ってる事業者の割合は確かに違いないですが、14ページで言えば、890円になれば約3割、29%が最低賃金を下回るのだから引き上げる必要がある。やはり中小・小規模事業者の厳しいところを見てほしい、毎回言ってますが、そういう事業所ほど地域にはなくてはならない事業者ですので、そこを見ていただきたいということ。

せっかくこの資料をご紹介いただきましたので、5ページに戻ってもらうと、「今年賃上げの予定はない」というのは半分が答えてますし、6ページでは賃上げ予定と答えたところも、積極的に5%以上とか4%以上とかありますが、おそらくこの円グラフの重心は3%から3.5%ぐらいのところ、実際今年引き上げた、引き上げる予定という事業所なので、それがアンケート調査の対象の支払い能力に当たるのかなと思います。

部会長

「予定がない」をどう見るか。これ5割ですよ、賃上げの余力がないという所と、既に超えているので上げる必要がないという所は、数値的にもかぶってくるところがありますので、そこをどう評価するかというのが若干難しいところかなという気もいたしますが。

坂本委員、岩永委員、この支払い能力と実勢賃金についていかがでしょうか。

坂本委員

仕方なしに上げざるを得ないという、防衛的賃上げと言っていますが、事業場視察でも、900円を出したくないけど、900円で載せないとネット上の求人検索にかからない、ぎりぎりのところで賃金払って、結果的にどうなったか、店舗を閉めますという話ですよ。倒産したところはないじゃないですかといつも言われるけど、実は相当閉めてるところはあって、このコロナに混じってゼロゼロ融資とか借りまくって生きながらえているわけですね。それが、返済が今度始まるというタイミングで、もう限界ですと言っているところが山ほどあるのも間違いない。ただ、そういう限界のところには焦点を当てるなという中賃の言い方だったので、そうなる手の打ちようがないというか、今まで支払い能力に関して日商が出しているデータも、賃金に関する数字があって、生計費に関する数字がありますが、支払い能力の根拠データとして、国内企業物価指数の上昇などしか日商としても言えないんですね。それぞれがバラバラになっていて、支払い能力はこのくらいのところが何%あります、とかそういう話ではなくて、だから我々はいつも低姿勢的な表現で厳しいですとか、そういう言い方しかしていなかったのが、中賃の議論でもほとんど無視されるという感じになって、消費者物価指数は超えなきゃいけないって言われれば、それがこの最低賃金制度の本質だと言われれば、それに従うしかないという気がしてます。

ただ、この3要素で成り立ってますという話で、支払い能力が耐えられない時は下げましょうとか、そういう議論をしてもいいはずなのに、中賃での議論は、その低い所に焦点を当てたら賃金が上がらないじゃないか、という発言が出たそうです。上げることを前提に議論されているということからすると抵抗しようがない。基本的にあげる限界としては、言われるとおりの消費者物価指数までは我々は呑みましようということです。

部会長

苦しいところに焦点はあてるなという議論は確かにそのとおりなんですが、やはり平準化しろというのは、苦しいところも、いいところも含めて全体にかかるものですので、そうなる、やはり全体を見ろという話にならざるを得ない。

坂本委員

これは上げなければ法律違反になるわけで、赤字の企業であろうと何であろうと、そういうところまで強制力を持ってあげさせるという法律なので、当然「上げれないけれど上げなきゃいけない」という企業がいっぱい出てくるということを前提に決めるんですよ、中賃の目安は。そうなると、やはりどれだけ支援するかという話になってくるので、私はその支援の方に期待をされていて、支援策を活かすためには期間が必要だと最近は考えています。

部会長

苦しいというのは非常によく分かりますが、全体の経済状況のデータを見ると、熊本県の昨年度と今年のを比べると、日銀、財務局のデータ、企業経営の方も中小を含めて、いずれも上向きになってきているというのはご存知だと思いますし、それから官製賃金というご批判が使側から出るのも致し方ないと思います。しかし、例えば春闘などの労使交渉でも一定程度賃上げが実施されていることを思うと、実態と賃上げの流れは、無理やり行政が介入しているという側面だけでは論じ尽くせない部分もあるのではないかと思います。それから先ほど坂本委員会から防衛的などというお言葉もありました。中賃の方でも確か議論が出ており、私の言葉ではありませんが、この防衛的な賃上げという言葉については、事業を実施するためには労働力が必要不可欠だと、その労働力を確保するために賃上げをすることは、むしろ労働者自身というよりは企業の存続のために当然しなくてはいけないことであるし、労働者を雇って事業をする以上は、企業には社会的な責任が伴うと、こういう観点からすると、後ろ向きに防衛的な賃上げというのはいかがなものかという意見がありまして、その後、使側もこの見解を引っ込めている感じがあります。

これらを踏まえまして、目安より低い30円というのがどうなのかなというところですが、私の方からは以上で、本田委員と諏佐委員の方から引き続きお話をさせていただければと思います。

本田委員

例えば、熊本市の直近の物価指数3.5%にして、最後まで乖離したままで、最後は公益で出して決まるんでしょというよりは、どうにかして議論をして数字を出していこうという姿勢を見せていただいてありがたいのですが、この3.5%は、光熱費の負担軽減などの影響を受けての3.5%なので、軽減が9月までと現時点でなってることを考えたら、最賃の発効が秋以降であることを考えると、1%程度戻して4.5%ぐらいの数字で議論できないのだ

ろうかというところを1つ考えたりはしました。ただ、その政策が継続されるかどうかはわかりませんので、1%足す根拠はどこですかと言われると特にありませんが、今の時点では9月までとなっているので、4.5%で計算すると多分38.何円や、39円の目安に近づいてくるだろう。もし数字をあげるとすればですね。それから、地域別の最賃も組織がなされてなくて、交渉力のない労働者の賃金を国が積極的に介入してあげていく仕組みであるなら、有期や契約短期の労働者について、春闘の結果を踏まえた労側の意見に寄せて数字を考えるのもそれなりに説得力があるのかなと思う。3つ目が、実際に「853円では人は来ないから、やむなくそれを上回る数字で募集をかけるんです。」というのを今回、事業場の視察でも話を聞いたり、実態としてもあると思いますが、最賃がどうあれ高い賃金を払わないと人が来なくて困っています。私が知っている会社でも、募集しても来ないから派遣会社に依頼して、結局は直接賃金を払うよりも高いコストを払って調達するような状況にあるというのは聞くところです。その問題に対する解決策というのは、直ちには労働人口が増えるわけではないので、他県に行かず熊本に残ってもらうとか、熊本に行こうと思ってもらうというところがある。まあ、それは他県の犠牲の他ならないので、自分さえよければいいのかって言われると困りますが。そうやって働く人が増えると、結果として最低賃金はどうあれ、賃金をすごく高くしないと人が来ない苦しみというのが結果、解消する部分もあったりするのでは。短期的には結果は出ないのしょうけれども、九州の中では福岡に次いでみたいなところを明確に示していけるなら、結果として高卒の県内就職者数の割合が増えたりとか、そうすると労働者が増えて、結果として人手不足に対応するために高い賃金にあえぐ、といったことが緩和される部分もあるのではないかと、それを、今苦しい中でやれと言われてもということなのでしょうけれども、これからのことを考えたら、全国最低の熊本と評価されるよりは、少し出ているほうがいい。その出た数字を実現するためには、10月1日にこだわって先行しないのが大事でしょうという話になるのかな、そんな3つのことを考えていたところです。

原委員

そこは、本田委員がおっしゃたように、地域間格差というか、熊本の立ち位置をどう考えるかで、TSMCも来ていて、なのに全国最下位かと言われるのも経済界としても辛いのですが。じゃあ、協議の順番なのですが、去年を見たら、10月1日発効は九州は熊本だけです。ここ7、8年熊本は10月1日が続いています。必ず他県は熊本を参考に追いついたり、大分は追いつ

越したりとか、イタチごっこみたいなことをやっているのです、たまには他県の状況を見極めた上で、発効日も絡んできますが、熊本をどうするかという議論もあっていいかなと思います。

部会長

そしたら例えば他県が、目安どおり出したら、30円をプラス9円大幅に引き上げることになりますけど、それに納得感ありますか。

原委員

納得感はありませんが、さすがに単独最下位になるようであれば、この熊本の位置付けとしてどうかと思います。他県はそれを今までやってきますので、単独最下位にならないように追いつけ追い越そうと、熊本がせっかく先行しても、基準値になってしまっているのです。

協議は今週のあと木曜と金曜で、そこまでやっていくと、月曜日の本審になってしまうと、この前お尋ねしたように、10月1日発効が動かせないと毎年の繰り返しになるのかなと、そこは公益委員もお考えだとは思いますが。

本田委員

39円足して892円になっても、事業場視察でも聞いたとおり895円とか区切りがいいところの金額になってしまうなら、それを考えるとよそを見てというのもありかなと。

原委員

毎年、いろいろ議論しても目安どうりとか、目安が精1杯と今でも思っていますが、必ず上積みが2円、3円とかもありますし。

今年の中賃もかなり中小・小規模事業者のことを考えてくれていて、価格転嫁とか、業務改善助成金とかの周知が必要だということを出せばいいと思います。小規模事業者は助成金を知らないとか使えていない小規模事業者に周知するためには、今までの発効日からプラス1週間とか10日とか、少しでも長い周知期間を確保してほしいというのは、1つの我々の思いです。

部会長

例えば、データを持ってくると、去年は18.2%だったんですよ影響が、それもDランクの中では低い方でしたよね。だからもっとあげられたので

はという議論がありましたよね。そこで、今年 18.0 を見るとちょうど 900 円ですよ。そして、ここがちょうど格差で、次が 25.3 で先ほど言ったように事業者が区切りのいいところで賃金を支払うなら 892 円だったら 895 円とか、結局 895 円か 900 円かということになるので。

坂本委員

熊本市内の実態は 900 円じゃないと誰も求人検索をしてくれないという話でしたが、この前データを示したとおり田舎は全然違うわけですよ、もともと所得のペースが 1.4 倍くらいの開きがあったので、そこからすると本当に違うわけです。

部会長

熊本県の生活にかかる費用のデータを見ると福岡より高いんですね。

坂本委員

東京と同じ生活をしようとしたら、熊本の方が費用が掛かるかもしれません。だから、田舎に行けば行くほど、こんな生活しているのと思うかもしれない。

諏佐委員

基本的見解を伺いまして一つお聞きしたいのが、原委員からデータを、売上高についてはお示しいただいていますが、経常利益のデータはお示しいただいていません。7月の本審時の資料で日銀から提供されている日銀短観の経常利益を見ますと、売上高経常利益率は2023年の下期計画では、熊本の全産業は全国よりも高いですよ、先ほど岩永委員から、 のデータで15.7が7.4に減ったということですが、7.4でも全国が5.90で、見通しても熊本の場合6.28ということは、経常利益の全国との割合は見通しだけでも高いということですよ。厳しいとおっしゃられることはわかりますが、利益率は全国よりも高いという見通しが立てられているところを、どのように説明していただけるのか。皆さんのほうで経常利益の実態についてデータか何かお示しいただけるのか、というところが一つ気になっているところです。それと、前回坂本委員から、熊本県内の地域間格差のお話をいただきました。実態として県内でもいわゆる北部と南部で南北差、格差があるというのも、そのとおりだろうとは思いますが。それは私も認めますが、一方でこの最低賃金法の建前で言うと、全国一律じゃなく各地域に分けて決定するという建付でいくことにして、結局そこで格差を見ているのだから

ら、そこから更にと格差の話をしていくと切りがない、ということも理解できるのではないかと思います。なので、現在、地域別に行っている事が良いか悪いかというのは置いておきまして、建前でいけば地域ごとに格差を見ているので、さらにその地域内の格差まで見ていくというところまでは、残念ながら考えていない、という法の建付けになってしまうのでは、というのが私の理解です。実態の話は確かによく分かります、自分の実感としても分かりますが、そこはなかなか汲みづらいのかなという気がいたします。ただ、その上であくまでも労側が出してきた基本的見解の中にありました、天草のパートの募集の賃金というデータ、あれも私の方で平均値と中央値をとったところ、天草のパートの一番最低限の実勢賃金募集は平均で970円、中央値で900円なんです。天草は一つ頭を抜けて高いところがありますので、平均が高くなってしまいましたが、中央値でも900円です。というところを見ますと、結果的に、天草を見るのか人吉を見るのかでまた違ってくると思いますが、その建付けを無視して実態は必要なので、実態を見ても結局実勢がそうなっているというところは、冒頭で部会長がおっしゃった労側の言っている実勢賃金のことも一つはあるのでは、ということも考慮せざるを得ないというところですね。なので、最初に申し上げた一つとして気になるのは、経常利益に関して、私としては営業利益の方が気になりますが、営業利益であれ経常利益であれ、データというものをお示しいただくことができればというところですね。以上です。

部会長

ありがとうございます。今の件につきまして、原委員お願いします。

原委員

お示しした調査ですが、確かに、この調査は売上高の方が事業所さんに聞いて早く答えも帰ってきますし、利益まで聞くと分析など時間もかかりますし、ご負担もかかりますので売上高に注目して調査してまいりました。ただ前回調査の2ページ目に、売上利益の影響を合わせて聞いた中では、確かに価格転嫁等で売上高は増えてるが、利益は横ばいかマイナスになっている、というのはちょうど5割いらっしゃるので、それが実態ではないかと、価格転嫁で表面上の売り上げは伸びているけど、利益は伸びてないという私どもの調査では一つのデータだと思います。

諏佐委員

ありがとうございます。

2ページのところは私も注目していました。ただ見出しが、原油高、等とはついていますが、専ら原油高を加味した場合の話なのか、一般的な話としてどうなのかというので躊躇していました。それと、先ほど言い忘れていたことですが、次の3ページのところ、価格転嫁ができていないと、できていたとしても不十分なんだというところ、この話は非常に重たいと思います。これは中小企業庁、あるいは公正取引委員会、あるいは帝国データバンクとかが示しているいろいろな調査結果見ましても、転嫁できていても実質的に約4割ぐらいしか転嫁できていないんだという事実があるのは、それは確かに重たいと思います。私の専門が独占禁止法、下請法という法律ですので、その価格転嫁ができない、下請け側が圧力を受けて転嫁できないということが、下請法上の買ったとき、あるいは代金減額、あるいは優越的地位の乱用という違反行為に該当するのであれば、そちらに持っていく努力も一方ではしていただきたい。それは簡単ではないということはもちろんわかりますが、理屈上はそちらの努力も是非していただきたいなということです。先ほど言い忘れていました。

原委員

ありがとうございます。

商工会の小規模事業者の実態としては、確かに元請下請の関係での価格転嫁しづらいところもありますが、理由を聞くと、地域は地域で競争相手がいて、なかなか自分だけ値上げしたら、これまでのお客さんが逃げるのではないとか、飲食店とかはずっと常連さんが来てもらってるので上げにくいとか、そのような地域ならではの事情もあるのかなと思います。

坂本委員

地域間格差の話ですが、我々は熊本市内に住んでいて、熊本市内の感覚でついつい話してしまうので、田舎があるということも思い出しながら議論しましょうという趣旨です。地域間格差に配慮する必要があるなと思っています。我々の1,000円と田舎の1,000円が若干思いが違うということがあります。

それと取引価格の話になってしまいますが、最低賃金の話で中小企業の支払い能力がないという話。それが行き着くところ、労働分配率の5割対7割8割という話になってしまっていて、支払う原資さえあれば払うんだけど、原資を作るためには適正価格取引だ、だけど、そこは市場なのでそうはうまくいかない、というのを国が強制的に介入して支援してくれる話が出ているんですが、なかなか難しいと思います。なので、本当は国が支援政策

や適正価格取引だとかに金を使わなくていいような、自由市場に任せて、この最低賃金についてこられなければおかしい、というくらいの最低賃金にしまえばという考え方もあります。今はついてこられないところには支援するという仕組みになっているので、支援する幅が非常に大きくなっているわけです、二極化しています。そしてそういう企業に対して支援策をいろいろ打ち出しても有効に活用されないという実態がありますので、その準備期間をちゃんと設けて周知するべきというのが、日商が申し上げていることです。

原委員

令和4年に発効した、現在設定されている853円と、ちょうど10年前の平成24年は653円でしたが、わずかこの10年間で200円最低賃金が上がっていますが、この間を振り返ると、ここ1、2年は物価高とか言っていますが、デフレが続いてる中でも、コロナの中でも上がってきたりして、この10年間で200円、年平均30%上がっているんですね。年平均でも30%前後上がってきているというのは、かなり最低賃金は改善されてきたし、それに協力してきたと思っています。

部会長

それは、分かりますが、今のグローバルな時代に日本の賃金は低すぎて太刀打ちできない現状ですよね、外国人労働者にしても、もう日本には来ないと言い、私たちも海外には行けないですよね。そういう状況を見据えなくてはいけないというのが一つ、それと、先ほど坂本委員があげられれば上げるんだ、労働分配率を上げて、7割でも8割でも変換しているんだけど、自由市場に任せてればそうするのにとおっしゃったけれど、日本の企業の場合は内部留保があつたりして、結局それがうまく回っていなかったから、強制的にこういう形で行政が介入しなければ、賃金の低廉な労働者というのが現実に生まれてしまったということが、制度ができてきた背景としてあるわけです。あの性善説にのって坂本委員がおっしゃるように、余裕があればできるだけ労働者に還元しようという使用者ばかりであれば、そもそもこんな制度は不必要なはずですよ。

坂本委員

決してそこまでは言っていなくて、約60年前にそういう趣旨で作られたかもしれないけど、大企業は労働分配率5割、中小企業は7割8割出していますが、なぜ大企業が5割で済んでいたかということ、最低賃金があり、最低

賃金近傍で賃金を払っている中小事業者があつて、その周辺で安く単価を抑えさせるために、自分のところの給料をあげないで来たわけですよ、労働分配率5割くらいで、そしてTSMCが出てきて、それに対抗していきなり3万円あげられるんですよ。大企業はそれくらいお金を潤沢で持っていて、労働市場に開放されていけば、労働力の話や、賃金が上がっていた話が、最低賃金のおかげで中小企業は助かった話ですが、最低賃金のせいで大企業はどれだけでも内部留保してきたという、最低賃金制度の本質的な検証をすべきだなと思っているんですけど、この場の議論とは関係ないのであまり言いませんが。

部会長

でも、そこも含めて議論はしていかなくちやいけないので、まあ難しいところですね。

そしたらですね、今度は公労で話をしてみたいと思います。

第54期（令和5年度）熊本地方最低賃金審議会
第2回 熊本県最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年8月1日（火） 14時30分～16時30分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 倉田委員、諏佐委員、本田委員

（労働者代表委員） 猿渡委員、西 委員、山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、坂本委員、原 委員

【事務局】 東労働基準部長、柴田賃金室長、中野専門監官、堀田専門監督官

4 議 題

（1）金額審議

（2）今後の審議日程

5 議事内容

室長

ただ今から、令和5年度第2回熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。
お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
それでは以後の議事について、倉田部会長に進行をお願いいたします。
部会長よろしくお願ひします。

部会長

よろしくお願ひします。
まず、今回は目安が示されない中で皆様に基本的な見解をお示しいただいております。
共通事項として今後の資料になりますので、簡単に確認をさせていただきます。使側
といたしましては、人手不足等もあり賃上げが必要なことは十分認識している、ただし、
企業コストの上昇や倒産件数の増加もある中で、特に中小企業の支払い能力や、県下の
地域間格差にも配慮の上、第4表や影響率等も勘案しながら、納得感のある審議を行いた
い。というのが、基本的見解の総括ということによろしいでしょうか。

使側委員 はい。

部会長

労側といたしましては、最低賃金近傍で働く労働者の生活保障や地域間格差の是正の
実現を目指して、賃金相場の実情や求人の方況、消費者物価の高騰などを勘案しつつ、
法の目的にかなった水準となることを目指した議論を行いたい。という理解でよろしい
でしょうか。

労側委員 はい。

部会長

ありがとうございます。

双方の基本的見解を拝見いたしまして、今後、具体的な審議に入りますが、いずれの基本的見解についても、法律に定めている考慮要素に基づく主張であると受け止めていますが、先ほどマスコミ対応で申し上げましたように、それぞれの要素は何に基づいて考慮するのか、ということについては労使間で意見の相違というか、開きがあるように理解しています。この後、3要素に基づく具体的な議論にあたりましては、今申し上げたようなことも踏まえ、要素にかかる考え方の相違についても相互理解を深めるような形で議論が進められればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から定足数の報告をお願いします。

室長

本日の委員の出席は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名で委員総数9名中9名の委員に御出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

部会長

ありがとうございます。それでは金額審議に入りたいと思います。

先ほど来申し上げておりますように、Cランクの熊本は39円という目安です。前回、基本的見解を示していただきまして、簡単に私の方で総括をしましたが、金額提示の前に基本的見解につきまして、労使双方から質問とかありますか。それとも金額提示の後でよろしいですか。

はい、それでは西委員の方からご質問をお願いします。

西委員

使用者代表側3者の基本的見解を出していただいた中で、坂本委員の見解の中で確認というか、教えていただきたいところがあります。

前提の中の2.で「最低賃金制度を賃上げ実現の政策手段として用いることは適切ではないこと。」という記述がございますが、これについて、もう少しどういった意味なのか教えていただけると幸いです。

坂本委員

これは日商も、私もこの場で言い続けていますが、最低賃金を決めることと、賃金全体を上げていかなければならないという話が別であり、賃金を上げたいというのは国民の1人として当然思いますが、賃金を上げるための方法論が最低賃金を上げるということにかなり期待しすぎではないか、最低賃金を上げれば全体の賃金が上がると思っているような気がしてならないのです。例えば[]がやってきました、1,300円です、その後TSMCです、280,000円です、というのに反応して上がるわけですよね。全体の賃金を上げる政策というのは、最低賃金でその生活に貢献するような所得、その水準の賃金を上げていくということだけで、全体の賃金が上がるのかと言われると、10年間ぐらいあんまり上がってきませんでした。本来の「賃金を上げる政策」というのは別にあり、それらを積極的にして賃金が上げられるような、全体の循環ができるような施策をしっかりと行っていくべきだということです。この最低賃金のみというか、最低賃金を賃金上昇実現の手段として、報道でもそういう取り扱いをするし、最低賃金を賃金上昇

の話のようにしていますが、最低賃金というのは最低賃金法に定めてあるとおり、労働者の生活をまずしっかり守らなければならないという話なのです。本当は最低賃金で働く人や、働かなければならない人の数を減らしましょうといった議論もあっていいんですが、みんな最低賃金が決まれば、その辺の水準で雇っておけばいいんだといった話になってしまうじゃないですか。そこが賃金政策としての最低賃金制度というのは、使い方として間違っているというのをいつも言っているところです。ご理解いただけただでしょうか。

西委員

ありがとうございます。

部会長

他に基本的見解につきまして、労使双方ご質問等がありますか。
坂本委員お願いいたします。

坂本委員

私が出している見解で、データによる明確な根拠のもと納得感のある審議という中で、支払い能力はバラバラなので平均という議論はあまりしない方がいいのでは、というような基本的見解を出しています。大企業と中小企業の支払い能力は大きく乖離しているので、そのようなことを言っているのですが、今回中賃の目安を見ましたら、例によって「個々の企業の賃金支払い能力を指すものではなく」とあります。分かっていますが、だからといって平均で議論すべきではないと私は思っています。

中賃の委員で出ている日商の委員の話によれば、全国会議の中で「データというものは平均を取るのだ」という発言があり、公益委員の考え方というのは、この支払い能力というのは平均的なものでいくのだ、というような話をされた、ということです。ということは当然支払い能力の限界を超えるような、そういう企業がいっぱいあることを前提としてこの目安が出ている、ですので支援政策をとという話がいっぱい出ています。そして、この支援政策をするに当たっては、8月から発効する10月の間ではなかなか対応が難しいので、日商としては1月とか4月に発効をとという案を出しています。ただし、この話はこの場ですべきではないと思っているので、これは国に対する要望としてやっていきますし、なぜ1月がいいかということ、12月になって、最低賃金が上がった分だけ労働時間を自主的にやめられる方々がいらっしやって、労働力ひっ迫の一因にもなっているという現実がありますから、できれば制度自体が1月でもあるような制度とかにしてもらうといいなという気がしております。

部会長

ありがとうございます。これは、労側に対するご質問というよりは、発効日の関係でどうするのかという従来からの問題提起と就業調整の問題ですね。それらに係る話でしたが、今ご指摘がありましたように、この場ですぐこうしようという形で、国の枠組みを決められるわけではありませんので、地域別最低賃金審議会としてもこの点についてはどう考えるのかということは踏まえつつ、しかし地域で決められる範囲での賃金の話をさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは時間がちょっと遅れていますので、ほかにもご質問等があるかもしれませんが、まず金額提示をいただきまして個別にもう少し深い話をできればと思っております。

では、個別協議不要ということですので、早速金額提示に入っていただきたいと存じます。今年度は、基本的見解の表明と同様に使用者側の委員から金額提示をお願いしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

岩永委員

発表させていただきます。

先ほど話がありました中賃での内容、公労使それぞれの言い分等はいろいろはっきりと分かったところです。私共も前回の基本的見解表明の中でも触れておりますが、データ、特に4表のデータ、この辺も重視して話をしたいと考えておりました。それでいきますと、4表の賃金上昇率、男女計、一般パートいずれもCランク 2.1%という数字です。これで計算しますと18円という数字になります。もう一つ、継続勤務の4表③ではCランク 2.7%という数字です。これを用いますと23円ということになり、この数字を提示しようとしたら話し合いをしましたが、やはり消費者物価指数ということが非常に強く言われておりますので、6月の熊本市の消費者物価指数、生鮮食品を除く消費者物価指数ですが3.5%でしたので、それを乗じますとちょうど30円ということになります。発表されましたCランクの目安には残念ながら届きませんが、いろいろと厳しい要素があることを鑑みて、我々としましては3.5%をかけて30円という数字を提示したいと考えております。以上です。

部会長

ありがとうございます。

続きまして、労側委員から金額提示をお願いします。

山本委員

少し考え方も含めてご紹介をしたいと思っております。

春闘におきます有期・短時間・契約等労働者の賃上げ実績額がプラス53円ということでしたので、それを適用してプラス53円の906円を提示させていただきたいと思っております。

その考え方は、基本的見解でも示しましたとおり、私たちは連合がこれまで調査をして導き出していますリビングウェイジを強く意識しています。

そのリビングウェイジでは熊本県内において単身の方が生活していくには、自家用車を保有しない場合でも1,030円が必要であると、私どもでは試算をしております。現在の熊本県最低賃金は853円ですから、リビングウェイジとは177円もの差があります。最低賃金近傍で働く人たちのことを思えば、一刻も早くその177円は埋めないといけないという考え方には変わりはありません。しかしながら、一気にリビングウェイジの1,030円に引き上げるプラス177円という提示は、これも現実的ではないと考えております。当初、向こう3年間をかけて何とか到達できる額として、まずはプラス59円の912円ぐらいでどうかと、その流れを3年間継続させてリビングウェイジに到達させたらどうかと考えたところですが、中央最低賃金審議会で目安額39円と示されましたので、さらに検討を深めてきたということですので。繰り返しになりますが、私たちは最低賃金近傍

で働く人たちの多くが、有期・短時間・契約等労働者と現実的に近いと考えておりますので、今春闘の引上げ額を最低賃金額に積み上げることが現実的で、合理性もあるのではないかと考えたところです。それがプラス 53 円の 906 円ということでございます。

考え方を追加で申し上げますが、仮にこの水準であったとしても九州でいえば福岡県との地域間格差が未だに大きいということがあります。それから消費者物価指数 1 パーセント程度を押し下げていると言われていますが、電気ガス価格の激変緩和対策事業は 9 月末までで 10 月以降はまだはっきりしない、こういうことも視野に入れなければいけないと思いました。何よりも、この水準であっても、フルタイムで 1 年間働いても年収 190 万円にも満たない水準であり、私たち労側からすれば、本当にこの水準が最低賃金近傍で働く皆さん方の生活のことを考えてのものなのか、と自問自答をせざるを得ない水準でしかないと思っています。TSMC 参入によって労働力が流出しているという実態があります。既存の熊本県内の企業の賃金水準を全体として引き上げることも、そこに寄与していると一部では考えていかなければ、人手不足も加速していくのではないかと考えたところです。以上、熊本県にふさわしい最低賃金ということでご提供させていただきました。プラス 53 円、906 円ということです。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

労使それぞれご提示を確認いたしますと、使側としては、6 月の熊本市の消費者物価指数 3.5% を勧案して 30 円を、目安には到達しない額ではあるが提示したいということでした。労側としては有期・短時間・契約等労働者の春闘における引上げ額、プラス 53 円を前提として、リビングウェイジにふさわしい賃金としてプラス 53 円、906 円をご提示いただきました。というところですが、労使それぞれお互いの掲示額につきまして、現時点で何かご質問、あるいは御意見等ありましたらお願いします。

岩永委員お願いします。

岩永委員

確認です。有期雇用のところ 53 円というところをもう一度教えていただけますか。

山本委員

基本的見解の資料の 33 ページに出されています、全国の連合集計の下の段の 52.78 円という加重平均の結果が出ていましたので、この 52.78 円を提示したらどうか、同等程度は引き上げて十分価値はあるのではないかという根拠になっています。

岩永委員

ありがとうございます。

部会長

ほかに、意見等ありますか。

岩永さんどうぞ。

岩永委員

意見ではないのですが、資料の1つとして、XXXXXXXXXXという団体があります。そちらでも調査をされていまして、結果を説明したいと思います。

5月15日から6月9日に調査されて、会員の中で176社からの回答、平均の従業員数は正規の従業員で24名、派遣、アルバイトを合わせた数が約15名、そういった企業へのアンケート調査ということです。簡単に言いますと、業況、売上高としては各社とも非常にD.I.も増えているということでした。ただ、経常利益のほうがD.I.としては15.7だったのが7.4とか半分近くにまで、利益の分は減ったというアンケートが出てます。それから資金繰りに関しては悪化して、D.I.が5.0だったのがマイナス5.8ということで、10.8ポイントほど悪化したということでした。あと経営上の問題として、1番皆さんが気にされてるのが、1つは仕入れ価格の上昇、これが約5割だったそうです。それから2番目に高い項目が従業員の不足が43%ぐらい。3番目が人件費の増加が32%でいずれにしても人に関する項目が大きな問題点になったということです。

それとコロナ禍で非常に厳しい状況にあったところを対象に2021年の4月から伴走支援型補償とか、今年の1月からコロナ融資借換保障、こういう制度の認知度について調査をされたそうです。それを知っている、使っていると答えられた企業は約4割だったそうです。逆に制度を知らなかったという企業が6割もあったということです。そういう資料が出されているという報告をしておきます。

部会長

ありがとうございました。

他に、基本的見解について今の時点でございますでしょうか。

それでは、基本的見解を出していただきましたが、まだ隔たりが随分大きいということもありますので、公労、公使協議というのを行いたいと思います。

先ず公使協議を先にさせていただいて、後に公労協議をさせていただきますので、事務局は労側委員を控え室にご案内ください。

部会長

お待たせいたしました。

本日第1回目の金額提示をいただきましたが、第2回目の金額提示は可能でしょうか。

労使委員 次回でお願いします。

部会長

分かりました。それでは本日ご提示いただいた金額におきましては、随分と隔たりがございます。次回開催まで日が短いですが、今日の議論を持ち帰っていただき、ご検討いただきまして、次回もう少し歩み寄っていただきますようお願いをできればと思います。

それでは最後に、本日の専門部会の議事録および資料についてですが、金額審議にかかりますことから非公開とするのが妥当と思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

部会長

それでは今日の専門部会の議事録および資料に関しましては非公開といたします。
続きまして、次回の審議日程を事務局からお願いいたします。

室長

次回、第3回の専門部会になります。8月3日木曜日、13時30分から、会場は同じく
ここ、10階大会議室でございます。

部会長

次回、2回目の金額提示です。皆様、歩み寄りという形でぜひお願いできればと思
います。それでは本日の専門部会の審議を終了いたします。
お忙しい中、長時間ありがとうございました。

令和5年度新潟地方最低賃金審議会
第3回新潟県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和5年8月4日 13時30分～17時30分	公益3/3 労働者側3/3 使用者側3/3
<p>○主な審議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最低賃金の改正について <ul style="list-style-type: none"> ・公労、公使別に別室にて個別協議を行い、金額審議を実施した。 ・公益委員より労使双方に歩み寄りに向けた議論を促すも開きが大きく、合意に至らなかった。 ・公益委員案を労使双方に提示した。 ・令和5年8月7日午前開催予定の第4回専門部会では公益委員見解案を提示し採決まで何とか進めたい。 2 答申の有無 <ul style="list-style-type: none"> ・無 3 今後の見通し <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年8月7日午前の第4回専門部会において、公益委員見解により採決できれば同日午後の第3回本審での採決により、改正答申をいただく予定である。 <p style="margin-top: 20px;">※公開状況：傍聴人2名</p>	

第3回山口地方最低賃金審議会山口県最低賃金専門部会(議事要旨)

- 1 日 時 令和5年8月4日(金)10時00分～18時10分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名
労働者代表委員 3名
使用者代表委員 3名

4 議 題

- (1) 金額審議について
(2) 山口県最低賃金の改定決定に係る参考人意見について
(3) その他

5 議事概要

(1) 金額審議について、労働者側から

- ・ 最低賃金法第9条2項に基づく3要素のうち、「賃金」について、令和5年の春闘の賃金引上げ率は全体で3.79%、300人以上の企業の賃金引上げ率は3.91%となり高水準である。また、山口県の賃金指数において、実質賃金は-3%となっており、物価上昇率が賃金上昇率よりも高くなっていることから、更なる賃金引上げが必要である。

次に、「労働者の生計費」については、本年1月から国の「電気・ガス価格激変緩和措置」が10月以降は終了する予定であり、消費者物価指数が1%を超え、4.6%以上になるおそれがある。

また、8月以降も食料品を中心に値上がりが見込まれているため、最低賃金近傍の労働者の生活は更に苦しくなると予想される。最後に、「通常の事業の支払い能力」とは、個々の企業の支払い能力ということではないと認識しており、また、「法人企業景気予測調査結果(中国財務局山口財務事務所)」によると、令和5年度の経常利益は前年度比35.1%の増益見込みと支払い能力は担保されている。

- ・ 県内の若者の転入超過率(2022年)が-4.4%と転出超過の状況であり、人材流出に歯止めをかけるため、最低賃金引き上げが必要である。
- ・ 第2回専門部会で提示した引上げ額44円の主張については、今回、中小企業・

小規模事業者の厳しい経営環境にあることの主張を踏まえ、43円に歩み寄りたい。

との主張がされた。

(2) 金額審議について、使用者側から

- ・ 労働者側委員が主張する「通常の事業の支払い能力」の根拠データとする中国財務局山口事務所が作成した「法人企業景気予測調査結果」の回答企業は、約100社であり、この約100社の内訳は大企業24社、残りが中堅・中小企業の回答となっている。大企業の経常利益は、50.8%と大きく増益している一方、中堅企業の経常利益は-26.6%、中小企業の経常利益は-16.5%となっている。最低賃金近傍で働く労働者が多いのは、中堅・中小企業であり、「経常利益が増益となっており、通常の事業の支払い能力」が担保されているとすることの根拠データとして適切ではない。
- ・ 原材料費の価格転嫁は進んでいるものの、人件費までの転嫁ができていないなど十分ではなく収益を圧迫している。企業が実際に実施している賃金引上げについても人手不足対策としての「防衛的賃上げ」である。
- ・ 労使交渉の結果である春闘の賃金引上げ率2.79%が3要素を最もよく考慮したものであると認識している。
- ・ 再検討した結果、昨年10月から本年6月までの山口市消費者物価指数の上昇の影響分として1.4%を算出している。春闘の賃金引上げ率2.79%にこれを加算して導いた37円を再提示する。
- ・ 発効日については、部会長から説明があったとおり、10月1日発効が本当に適切かという点について本質的議論を行う必要がある。10月1日発効ありきではなく、審議の結果で決まるものであることから、公労使で丁寧な議論を行っていききたい。

との主張がされた。

- (3) 参考人からは、①近年の大幅な最低賃金の引上げに伴い、スーパーマーケット全社のパートタイマー3,200人のうち、「年収の壁」超過を回避するために、12月に時間短縮を余儀なくされた労働者は全体の約半数の1,650人である、②このうち5時間以上労働時間を短縮した労働者が全体の4分の1の828人存在し、年末の繁忙期に各店舗での業務運営に支障が生じている等により、最低賃金の発効日を1月からの実施として欲しいとの要望がなされた。

2024年7月16日

新潟地方最低賃金審議会長 様

新潟市中央区川岸町2丁目4-6

えちごユニオン

執行委員長 小山 一郎

新潟地方最低賃金審議会の調査審議に関する意見書

新潟県最低賃金は、早急に時給1,500円の実現を求めるとともに、以下、理由及び5点の審議課題について、簡潔に意見を述べる。

- (1) 現行の新潟県最低賃金の時給931円は、フルタイムで働いたとして、年収は193万ほどである。厚労省の「非正規労働者データ資料」によるワーキングプアといわれる水準であり、大きな社会問題になっている。また、労働基準法に定める「人たるに値する文化的生活」と大きく乖離している。この現状認識と問題意識をしっかりと持って審議に当たることを求める。
- (2) 労働基準法に規定する「最低限」の定義について、生活保護給付額と対比する乱暴な議論は論外として、労働賃金と他の給付金等を同一視することは誤りである。労働組合の組織率は17%、非正規雇用労働者は4割という労働者の現状のもとでは、労働賃金の法規制は極めて重要な社会的政策であるとして位置づけた審議を求める。
- (3) 消費者物価指数の参考基準に加えて、労働組合が行っている「生計費調査」も含めて低賃金労働者の生活実態に合ったものとして審議し、物価上昇を上回る最低賃金の引き上げとともに、物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回っている事態になっていることを重大な問題として認識し、物価高騰、値上げラッシュが続く中では、年1回の改正から、少なくとも年2回最低賃金を見直すべきである。
- (4) 新潟県の重要課題である人口減少の進行は、地域別最低賃金制度が要因のひとつになっている。地方審議会の自主審議のもとで、地域別最低賃金制度を解消し、全国一律の最低賃金制度の改正を求める。
- (5) 2023年度地域別最低賃金審議会に於ける審議の議事要旨は12月、議事録は翌年の3月に公開しているように、あまりにも遅い対応と言わざるを得ない。「審議会等の整理合理化に関する基本的計画(1999・4・27 閣議決定)」に基づき、議事録は速やかに公開することを原則として、議事内容の透明性を確保することを求める。



以上

2024年7月30日

新潟地方最低賃金審議会
会長 長谷川雪子 殿

生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2024年度の新潟地方最低賃金額の審議にむけた意見書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員の約7割がパート労働者などの非正規雇用で働く労働者です。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の新潟地方最低賃金額の改定につきまして、生協職場のなかまを代表して、意見を述べさせていただきます。

1. 2024年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を定めることで、憲法25条に規定された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障するものです。しかし、この間の急激な物価上昇により、多くの生活者の暮らしが逼迫し、とりわけ非正規労働者など低所得者の暮らしは危機的状況にあります。従前から存在する格差と貧困の問題もより深刻さを増しています。

昨年、新潟県は931円となりましたが、全国加重平均の1,004円には届いていません。1日8時間、週5日勤務しても月額16万円程で、年収では196万円程度です。この物価高では、ゆとりある暮らしには程遠い金額です。非正規の労働者の中には短時間労働者も多く、時給が上がると「年収の壁」にぶつかり、働く時間を短くするケースが多数を占め、コープネットグループ労働組合の組合員では1,800人近くが社会保険未加入のままです。現場では人手不足が続いている中、時給が上がることによって労働時間を短縮せざるを得ず、「勘弁してほしい」との声は、短時間労働者の多い職場の管理者からも多く届いています。社会保険料の負担増分を超える賃上げを求め、「時給1,500円以上にして欲しい」という要望は短時間労働者とその周辺から強く、大きく出されています。

また、社会保険に加入している非正規の労働者の多くは、家計補助ではなく、自分自身の収入で生活しており、この層がより物価高の影響を受け、厳しい暮らしを強いられています。現場での人手不足そして、物価高による生活の圧迫、どちらの側面からも、1日も早い最低賃金の大幅なアップを求める深刻な声をぜひ受け止めた上での議論をお願いいたします。

2. 暮らしの実態について

労働組合がおこなった転職を希望する理由の聞き取りでは、「同じ職種で比較すると新潟県内で働くより、東京都内で働いた方が良い」と回答しています。少しでも高い賃金を求め若年層の労働者が都市部へ流出することは、地域の高齢化や少子化が進む要因でもあります。

共稼ぎ世帯は増加の一途をたどり、非正規で働く女性の収入は正規の賃金水準が上がらない中、家計にとって、なくてはならない収入となっています。また、前述した通り、非正規労働者の中には1人の収入で家計を支えているケースも少なくなく、物価高により暮らしは厳しさが増すばかりです。これまでも厳しい暮らしをしていた人々が、さらに厳しく辛い日々を過ごしている現状をお伝えします。

- 新潟県内で宅配センターや物流の職場で働くパート職員、子育て世代からの声
- ・食べたいものが買えません。お昼にコンビニ弁当を買っていましたが、今はうまい棒をたべています
- ・子どもがよく食べるから親は残りばかり。コープ商品はスーパーより値段が高い商品が



多いので食べさせられないです

・貯金もできず老後が心配です。

・物の値段、ガソリンや灯油、値上がりするようになってからの家庭のやりくりが大変。やりくりだけでは限界があり、賃金が上がらないと生活が苦しい。

これらの声は、分会（職場集会）のなかで発信されている声です。長時間パートとして1日8時間働いていても収入を増やしたいからとダブルワークを考えている職員もいます。また、これから夏休みに入ると給食はなくなり満足な食事を用意できない。昼間にエアコンをつけることの電気代の心配など、悲痛な声が多く出ています。

3. 1日8時間働いたら、人間らしく暮らせる最低賃金へ

この間の生活費全般の大幅な値上がりは、労働者全体の暮らしに大打撃を与え続けており、中でも低所得者層の生活に深刻な影を落とし、今や命に関わる問題と言えます。こうした現状から最低賃金を大幅に引き上げることが喫緊の課題です。新潟県の最低賃金については、中央最低賃金審議会が提示する目安額にとられることなく、大幅に上げる審議をお願いします。

全労連の最低生計費試算調査では、25歳単身者が1日8時間働き人間らしく暮らすためには、全国どこでも1,500円（月額23万円）が必要という結果が出ています。ぜひ、すべての労働者が人間らしく暮らしていける最低賃金の水準という視点で議論し、地域経済の発展や活性化のためにも、新潟県の最低賃金を1,500円としていただくようお願いいたします。

発言 和田英子

以上

2024年7月30日

新潟地方最低賃金審議会

会長 長谷川雪子 殿

新潟大学

2024年度の新潟地方最低賃金の審議に向けた意見書

日本に来て2年になります。最低賃金の引き上げを主張するために、アルバイト経験から紹介させていただきます。これまで4つの仕事を経験したが、そのうち1つは2年間、残りの3つは短期の仕事です。

①コンビニ

この2年間はコンビニでアルバイトしています。早朝時給は970円、普通は931円、通勤手当なしです。

いつも早朝働きますので、レジは非常に迅速でなければならないです。お客様は急いで仕事に行くからです。店員は普通2人います。私は主にレジを担当しています。もう一人は発注、検品、補充とかをしています。それ以外、コンビニの業務が多いです。掃除、揚げ物、切手とゴミ処理券の販売、宅急便、公共料金、コーヒーマシーン、タバコ、備品などの補充もしています。

②トウモロコシ収穫

7月の間、トウモロコシの収穫というバイトしました。時給は1600円(2023年)、送迎バスも付きます。

この仕事時給はいいですが、その代わり、出勤時間は早いし、通勤時間は長いし、バイト時間帯は短いです。朝2:30に出発しなければならないです。3:30くらいバイト地に着きます。4時くらいからバイトを始め、7時前バイトは終わります。

③枝豆選別

夏休みの間、枝豆選別というバイトしました。時給は950円、交通費付きます。作業が12時を過ぎる場合、お昼は賄いつきます。朝6時出勤で、車ないので、5時くらい自転車で行きます。

④スキー場

正月の間、スキー場の飲食店でバイトしました。時給は1500円、交通費付きます。お昼賄いありますが、食事規定の時間と働く時間とが重なることがあるので、食べられない場合があります。

また、経済生活状況について紹介させていただきます。

①収入状況

私費留学で、奨学金はなしです。親から送金は平均毎月25000円くらいです。アルバイト平均月収は50000円くらいです。そのほか、物価高騰により、助成金を受け取りました。学校のTA(ティーチングアシスタント)を担当する場合もありますので、ほかの収入は平均一ヶ月7450円くらいです。

②支出状況(去年学費は授業料が半額免除でしたが、今年の免除の結果はまだ出てこないです。だから、全額のままさせていただきます。)



<平均月額>

食費	30,000 円	交通費	10,000 円
住居費	20,000 円	国民健康保険	2,000 円
光熱水道費	8,000 円	学費・学用品費	50,000 円
(電気・水道・ガス)		(入学料・授業料・書籍)	
通信費	2,500 円	その他	6,000 円
(電話・郵便・インターネット)		(衣服・日用品・医療費など)	

平均月額 支出合計 128,500 円

自分住んでるアパートは新大回りの一番安いアパートと言えます。面積は6畳、キッチンとベッドルームは一緒に、お風呂とトイレも一緒に。このイメージです。



また、周りの女性たちは、身の安全が心配なので、ゲートシステムのあるアパートに住むのに、月5万-7万円必要です。去年、学校の周りに女性をストーカーするドバイ人がいて、私もストーカーされたことがあります。

来日時に親からの資金援助を受けたが、留学に当たって両親は多額の借金があり、以降の学費、日本滞在費は、自分でアルバイト収入から捻出しなければならないです。生活費をギリギリに節約していても物価高騰により、食費・生活費が増えて、苦しいと思います。

生活と学費の支出以外、研究（中国と日本での実態調査）費もかかります。学習・研究に多くの時間をとる必要があります。これから、卒論のための実態調査にはいりまして、働けなくなります。

最後は、将来への展望です。大学院の博士課程に進学して、研究を続けたいが、経済面での不安を抱えます。将来は、中国の農村貧困問題・経済格差問題の専門家として、社会に貢献したいです。未来も両親の借金を返済したいです。

少しでも、経済的負担が軽減されて、安心して日本での勉強に打ち込みたいので、最低賃金は1500円以上にしてほしいです。

以上。

2024年7月30日

新潟地方最低賃金審議会
会長 長谷川雪子 殿

会計年度任用職員

2024年度の新潟地方最低賃金額の審議にむけた意見書

私は新潟市の中学校で障がいのある生徒たちの学びや成長を支える支援員の仕事をしています。非正規の会計年度任用職員です。月給は13万円くらいですが、手取りは11万円程度です。生活できず支援員の仕事が午後3時に終わると、こども園で保育補助員として働き、終了はよる7時ころになります。それでも、年収は200万円未満で「ワーキングプア」状態です。幸い、子どもたちは独立していますが、家計を維持していくにはたいへん苦しい状況です。

しかし、支援員の仕事は子どもたちの成長や学びに寄り添うことができ、やりがいと誇りを持っています。また、障がいのある子どもたちの状態や感情は毎日、刻々と変化します。その変化を受け止め、よりよい支援を行うことも大切です。それこそ、専門性が求められますが、職場での研修はありません。独学で本や研修ビデオを購入したり、時には研修会へ自費で参加します。その経費もかなりなものになります。

私たちは、4年前の会計年度任用職員制度で、地方公務員の分類となりました。最賃ギリギリの時給なので、もう少し給料を上げて欲しいと訴えると、「公務員に最低賃金は適用されません」と言われました。しかし、昨年総務省は、会計年度任用職員の給与決定にあたっては、最低賃金を考慮するようにと通知を出しました。これをうけて、一部の職種では給与規定に最低賃金保障条項が入りました。まだまだ、私たちの給料は時給換算で最低賃金プラス20円程度です。

また、職場は学校なので、夏休みや冬休みは生徒が登校しないからと勤務日がありません。8月の給料は5日間働いて2万円程度です。実はこれを時給に換算したら、一日6時間勤務なので、確実に最賃を割っています（5日×6時間×931円＝27,930円）。このことを教育委員会に訴えたら、「最賃は年間を通して割っていなければ違反にはならないから」と言われてしまいました。到底、納得はできません。

いずれにしても、最低賃金をいますぐ1500円、それ以上に大幅に上げてもらえば、このような言い訳も通用しなくなると思います。是非、ご検討をお願いします。

以上

